



Title	台湾先住民征服戦争下における蕃童教育所の制度化
Author(s)	北村, 嘉恵
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 96, 249-274
Issue Date	2005-06
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.96.249
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28962
Type	departmental bulletin paper
File Information	96_P249-274.pdf



台湾先住民征服戦争下における 蕃童教育所の制度化

北村 嘉恵*

Establishment of the Educational System (Bando-kyōiku-sho) for Taiwan Natives during the Colonial War

Kae KITAMURA

【要旨】本稿は、帝国日本の台湾統治策に先住民教育がどのように位置づいていたのか、また、どのような要請のもとで初等教育が制度化されたのかを検討し、蕃童教育所の歴史的な性格を明らかにすることが課題である。検討の結果、以下のことが明らかになる。日本が台湾を植民地化した当初、先住民に対する教化・教育をめぐる問題はもっぱら山林資源の「開発」という政策課題に即して議論された。総督府内部には先住民教育を「不要」「不能」とする議論も広く存在したが、先住民の根強い武装抵抗のため林野事業が行き詰るなかで、いかに「経済的」に先住民制圧を達成するかという観点から初等教育制度が整備されることになる。こうして創設された蕃童教育所は、第一義的には山地「開拓」およびその前提条件たる「治安」確立の手段であり、教育内容の次元では「日本」の風俗習慣や日本語が重要な位置を占めたとはいえ、理念的にも制度的にも「国民教育」の枠外にあった。

【キーワード】台湾、先住民、蕃童教育所、植民地戦争、教科書

はじめに

1908年3月、台湾総督府は民政長官名で「蕃童教育ニ関スル件」を関係各庁長宛に発し、蕃務警察官吏駐在所における「教育」の指針を示した。この通牒および添付された三つの要項「蕃童教育標準」「蕃童教育綱要」「蕃童教育費額標準」によって、特別行政区域の先住民児童を対象とした独自の教育機関である蕃童教育所は法制上の整備をみる¹。

先行研究において、先住民に対する武力制圧の進展が先住民教育の制度化の重要な契機となったことはつとに指摘されている²。そのほとんどは、総督府が当初より先住民教育を重視していたことを自明の前提として、武力制圧にともない当初の意図が漸次実現していったとする単線的な歴史像を描いてきた³。

このなかで、総督府が領台当初より一貫して先住民教育を重視したとする観点を最も強く打ち出しているのは山路勝彦である。山路は、領台初期の総督府高官の「一視同仁」「愛育撫乎」といった言辞に注目し、そこに50年間にわたる先住民統治の基本方針が示されていると把握するとともに、蕃童教育所の「整備」にともないこれが貫徹されていくとする⁴。

* 北海道大学大学院教育学研究科教育臨床講座助手（教育史・比較教育研究グループ）

だが、山路は、後の時期に「一視同仁」が高唱されるようになることを前提として、これにつながる要素を領台初期の為政者の文言等のうちに見出してクローズアップしているにすぎない⁵。そうした言辞が領台当初にも一部で認められるのは確かだが、1900年代初頭から半ばにかけて先住民族の法的地位をめぐる議論が盛り上がったことに象徴されるように、為政者の間では先住民を「国民」「臣民」とみなすことについてさえ合意は形成されていなかった⁶。むしろ、田中宏が指摘しているように、先住民征服戦争⁷が本格化するなか、先住民に「日本臣民」の身分を認めないとする台湾覆審法院判官・安井勝次の主張⁸が当時の議論の総括的位置を占めていたのである⁹。したがって、先住民教育を重要だとする議論が先住民政策全体にどのように位置づいていたのか、現実的な基盤がどの程度あったのかといった問題の検討がまず求められる。

蕃童教育所の制度的特徴に関しては、李佳玲、郭錦慧、松田吉郎などの研究がある¹⁰。これらは、「蕃童教育ニ関スル件」（1908年）の検討を通じて、教育内容が「簡易」「低度」に抑えられたこと、日本語教育および「実業」教育が重視されたことに先住民教育の特質があったとする点で共通している。筆者もこのような概括に大筋では異議はない。だが、これまでの研究は規程の文言上の特徴を指摘するという域にとどまる。これに対して筆者は、そうした制度上の特質が先住民の「進化ノ程度」に応じたものだとする言説や認識——これは、社会的序列化につながる制度上の格差を正当化する一方で、そうした格差は先住民の「進化」「向上」によって解消されていくのだと誘導する役割を果たす——を克服していくためには、規程上の特徴を指摘するだけでなく、それらの特徴が先住民政策の展開過程でどのように形成されたのか、先住民教育に対する為政者のどのような認識の反映といえるのかを検討することが不可欠だと考える。

以上をふまえて、本稿では、①領台初期の先住民教育をめぐる当局者の認識および実態に即して、先住民教育が制度化されるまでの時期の特徴を明らかにすること（第1章）、②どのような要請のもとで先住民教育が具体化したのかに注目しながら先住民教育制度の骨格が形成される過程を検討すること（第2章第1～2節）、③これらをふまえて蕃童教育所の制度上の特徴および教育内容を明らかにすること（第2章第3～4節）を課題とする。対象時期は、日本が台湾を植民地化した1895年から「五箇年計画理蕃事業」の終結により先住民征服戦争の画期となる1910年代半ばまでとする。

第1章 台湾統治策における先住民教育の位置

第1節 教化「不要論」の存在

財政の基盤確立を急ぐ総督府にとっては、山地「開拓」の必要から先住民掌握が不可避の課題であり¹¹、先住民に対する教化・教育をめぐる問題も、もっぱら「殖産」事業の推進という政策課題に即して議論された。

初代民政局長に就任した水野遵は、台湾占拠後まもない1895年9月、民政全般に関する総督宛の意見書「台湾行政一斑」のなかで、「殖産」政策の一環として先住民「教化」に論及し、「蕃民ノ撫育ハ樟脳業及林野ノ開墾ニ関係ヲ有スル大ナリ」¹²と述べている。当時台湾の主要な輸出品であった樟脳の生産地は台湾北部山岳地帯の先住民居住地に広がっており¹³、それゆえ先住民をいかに統御するかということが問題とならざるをえなかった。次いで翌年6月、撫墾署開設にあたり水野民政局長名で各撫墾署長あてに布達した「撫墾署長心得要項」には、「蕃民ヲ教

化シテ野蛮ノ習域ヲ脱セシメ依リテ以テ蕃地ノ殖産興業ヲ計ルハ台湾経綸ノ最大要務タリ」¹⁴とある。先住民「教化」は、「林野開墾」「殖産興業」上の課題として位置づいていた。

このような特質は、1897年4月に開催された撫墾署長諮問会議にもよく示されている。同会議において殖産部は諮問事項のひとつとして「蕃人ノ子弟教育並病者治療ノ事」を掲げた。これを受けて、山地「開拓」にあたり先住民側と「円滑ノ交渉」を進める方途のひとつとして、先住民の「子弟教育」が議論の俎上に上ることとなった。

この諮問に対し各撫墾署長は、「各蕃社ヨリ児童中伶俐ナル者ヲ集メテ万般ノ事及五十音ト簡易ナル数字ヲ教ヘタシ」（蕃薯寮撫墾署）、「幻燈ナドヲ持チ蕃社内ニ入り話セハ如何」（恒春撫墾署）、「子弟ノ為メ授産館ヲ作ル」（埔里社撫墾署）、「宗教モ加ヘ教ヘタシ」（林杞埔撫墾署）等、種々の具体案を出している¹⁵。

ただし、現実的な状況判断としては「時期尚早」「到底一朝一夕ノ能ク為ス処ニアラス」といった意見が大勢を占めた¹⁶。1897年末、帝国議会での予算説明の資料作成の必要から民政局長が各地方長官に求めた調査報告にも以下のような記述がある¹⁷。

「真ノ蕃童ヲ選ヒ徐々ニ之ヲ教育セハ必スシモ将来見込ナキニモアラサルヘシ……只今日ノ場合撫蕃ノ旨趣蕃社ニ充満セサルヲ以テ時期尚早ナル可シ兎ニ角撫蕃ノ力ヲ拡張シテ蕃地内外ヲ自由ニ往来シ彼等ノ猜疑心ヲ破リテ真意ノ在ル所ヲ知ラシメ彼我ノ間隔壁ル所ナキニ至テ教育ニ着手スルモ未タ遅カラサルヘシ左モナクシテ俄カニ之ヲ開カハ徒勞徒費ニ属スルノミナラス其困難実ニ言フヘカラサルヘシ」

ここには、「教育」に着手することはほとんど非現実的だとする地方官の認識が率直に示されている。地方吏員らが直面していたのは、先住民側の反発や警戒ゆえに先住民居住居への出入も困難な状態であった。このような事態の解消こそが「教育」の前提条件でもあるというのが先住民と直接対峙している者たちの認識であり、それは武力を背景とする実効支配の拡張を意味した。

他方、「殖産」事業推進の立場から先住民「教化」を不要とする議論も少なからずあった。最も急進的な不要論を展開したのが、第4代総督児玉源太郎（1898年2月～1906年4月在任）である。1900年2月、殖産協議会の席上で先住民対策に論及した児玉は、時間をかけて先住民を「誘導」し「進化」させることも可能ではあるが「刻下新領土経営ノ急要」に照らせば「前途ノ障碍ヲ絶滅」させるべきだと論じた¹⁸。先住民「教化」に手間暇かけるのではなく、「殖産」事業推進のため先住民を殲滅すべしと公言したのである。このような「殲滅論」は、先住民側の根強い武装抵抗ゆえに「殖産」事業が行き詰まるなかで総督府関係者や民間事業家の支持を得ている。

児玉の総督就任とともに台湾総督府参事官長に就任した石塚英蔵は、1903年末に台湾民報記者の取材に応えて、「慈恵的小規模より云へば、成るべく之を撫育して行きたい、真の人間となして遣りたい」と前口上を述べたうえで、「併し之を撫育して真の人間となすには、莫大の費用と永久の年月を要することは別り切つて居る」客観的に云へば国家は生蕃人に対して斯く永久の歳月間に莫大の費用を費やすべき必要はない」「大害をなす種族に対しては、国家は之が存在を好まぬ寧ろ之を剿滅し了すべきものである」¹⁹と論じている。国家的見地からすれば「莫大の費用」と「永久の年月」を費やして先住民を「撫育」する必要はないというのである²⁰。

ただし、児玉に代表されるような「殲滅論」は、「人道的」な立場からの批判だけでなく、経費や軍勢力の面から実行不能もしくは「不経済」だとする立場からの反論を受けることになる。

先住民統治は「経済問題」であるとして後者の論理を最も鮮明に打ち出したのが、1902年に総督官房参事官に就任した持地六三郎である。同年末、漢族抗日ゲリラの制圧により植民地戦争が新たな局面を迎えるなか、先住民政策立案のため実地調査を命じられた持地は、その復命書「秘蕃政問題ニ関スル取調書」で、先住民に対する生殺与奪の権は国家にあると論じたうえで、次のように述べた²¹。

「地利ヲ恃ミ天險ニ拠ル之カ討伐滅絶ハ容易ノ業ニアラス強テ討伐滅絶ヲ期センハ経済上ノ得策ニアラス得ル所失フ所ヲ償ハサレハナリ又財政上堪ユル所ニアラス其経費贅ラセサレハナリ」

持地は先住民を絶滅させること自体を否定しているのではない。要は絶滅策が「得策」ではないとする点にある²²。持地の議論を貫いていたのは、人的・経済的にいかに最小限の損失で「階前ノ草芥」たる先住民を「処分」し山地開拓を進めるかという問題であった。この観点から、持地は復命書において、台湾北中部に重点をおいた詳細な先住民掃蕩作戦を立てると同時に、「服従進化ノ程度」によっては「教化」も有効であるとする議論を展開している。持地の先住民教育構想については後に改めて検討するが、ここでは持地が復命書の冒頭で「禽獸ニ均シキ彼レ蕃人ニ対シテ皇化ノ普及国威ノ宣揚ヲ絶叫スルノ必要ナ」²³しと明言し、先住民を「皇化」の対象とみなしていなかったことを指摘しておく。持地にとって、先住民に対する「教化」は、天皇の「慈恵」として付与するものでも「文明国」の使命として取り組むべきものでもなく、山地「開拓」に必要な限りで施すものであった。

以上述べてきたように、先住民に対する教化問題はもっぱら山地「開拓」政策の一環として議論の俎上に上ったが、やや位相の異なる議論として、「文明化」の観点から先住民教化の「必要」を主張する論が存在した。

その代表的な論者として、伊能嘉矩が挙げられる。『教育報知』や『大日本教育新聞』の編集者を経て坪井正五郎のもとで人類学を学んでいた伊能は、1895年、新領土での調査研究を通じて旗揚げまもない日本の人類学の発展に寄与しようという野望と、さらにそうした人類学の知見をもって植民地統治に資しようとの自負を抱いて渡台した²⁴。伊能は、1906年までの約10年間にわたり、総督府嘱託等の身分を得ながら、先住民居住地を中心に実地調査に従事し、精力的な執筆活動を行っている²⁵。こうした伊能の研究活動には「原住民を教育していくという現実的な関心が常に見られる」²⁶が、そのような先住民教化・教育に対する「関心」の中には、「吾人母国の先進を以て任ずるもの」が「新附の土蕃」を「教化」「啓発」することは「当然なる責務、寧ろ天職」だとする自負が一貫して存在していた²⁷。このような優越感に満ちた自負は、伊能に限らず、この時期、先住民教化の「必要」を主張した論者の多くに共通している。

また、これらの論者に共通するいまひとつの特徴は、「台湾ノ各蕃族ハ決シテ化育シ得ヘカラサルノ人類ニアラサル」²⁸と先住民に対する教化・教育の「可能性」を力説している点である。たとえば、1898年4月、「蕃人蕃地ニ関スル調査」ならびに政策建議等を目的とする半官半民の研究機関「蕃情研究会」²⁹の発足式で、「蕃人化育に就いて」と題する講演を行った殖産課属・佐藤法潤は、「(先住民が——北村注)正に其化育し得ヘキ人種たるの証言を為す」³⁰ことに力点

を置いている。このように「教化の可能性」が繰り返し強調されたことの背景には、佐藤が「台湾に於ける蕃人化育の事は、世人尚ほ疑念以て之を迎へ、冷眼以て之を送り、到底化育すへからずとするもの多きに居るが如し」³¹と慨嘆したように、先住民教育を不要もしくは不能とする論調が官民通じて存在したことを窺わせる。

実際、1898年7月の台湾公学校令（勅令第178号）により漢民族向けの初等教育機関が創設されてからほぼ2ヶ月を経た同年9月、先住民向けの教育機関を構想した「蕃人教育方案」が学務主任者会議に付議されるが、さらに調査を要するとして見送りとなっている³²。この後も、植民地教育の方針をめぐる議論のなかで先住民教育が論点となることは極めて稀であった。先住民を「帝国臣民」「日本国民」と認めない主張が法曹界や総督府高官、民間人のあいだに広く見られ、先住民の法的地位をめぐる議論が継続していたのだから、かかる状況を反映したものであったとはいえる。先住民教育は明らかに「国民教育」の枠外であった。

第2節 先住民教育施設の設置された地域

総督府内部で教化「不要論」が存在するなか、南部および東海岸の平野部では領台まもない時期より地方庁が先住民教育に着手していた。1895～1907年に設置された先住民教育施設の概況および分布を図1・表1に掲げる。表が示すように、領台初期に設置された先住民教育施設の多くは時間的にも空間的にも「点」として確認しうるにすぎない。これは資料上の問題というだけでなく、総督府の統治基盤の不安定さを反映したものと考えられる。

先住民居住地のうち最も早期に国語伝習所分教場が設置されたのは猪勝東社である。同地は、台湾南端の沿岸に位置し、とりわけ1870年代以降は、西欧列強や日本の侵出に危機感を強めた清朝政府が先住民の掌握を進めた地域である³³。この猪勝東社を初めとして、領台まもない時期に分教場が設置された地域は、恒春・台東支庁に限定されている。これに対して、台湾北中部の山地には清朝期より主要な貿易品であった樟腦の生産地が集中しており、別稿で論じたように³⁴、山地「開拓」の進行為先住民側の武装抵抗を激化させる要因となり、1900年前後の時期には入山することさえ困難な地域が大部分であった。

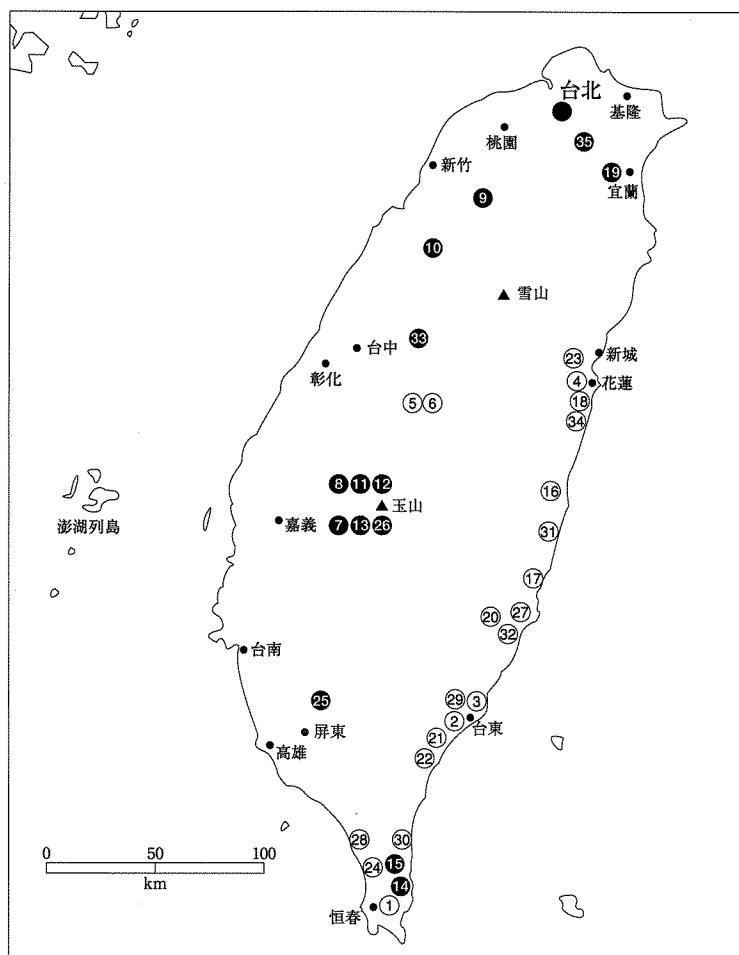
このような状況を反映して、就学の形態も、台湾南端・東部沿岸地域と北中部の山麓地帯とはかなり様相を異にする。

台湾南端から東部沿岸に位置する恒春・台東庁では、学務部所管の国語伝習所分教場が官費によって設置されている。その多くが先住民集落内に校舎を新設し、集落内の児童・青少年を対象とした。ただし、清朝末期より平埔族や漢民族との混住が進んでいた猪勝東社や埔里社等の地域では、平埔族や漢民族との「共学」となっている。

これに対して、北中部では、1900年前後から山麓地帯に設置された末端行政機関に少数の青年を収容し所員が日本語や「内地のノ行儀作法」を教授した事例が散見される。この場合、半年から1年後に近隣の公学校へ編入させ1年程度の教育を受けさせたケースが確認できるが、いずれもごく例外的な措置にとどまる。このほか、「目下各撫墾署へ出入スル蕃人等ニハ勉メテ礼儀ノ一端ヲ教ヘ又貨幣ノ貴重ナルコトヲ教授セルニ彼等ハ能ク其理ヲ解スルニ至レリ」（台中県、1898年2月）³⁵、「滞在中屢々五十音ヲ教ヘシニ南仔脚社土目ノ外悉ク命ニ従フテ学習セリ」（林杞埔撫墾署、1897年2月）³⁶といった記録が示すように、交易等を目的として下山・出所した青年・壮年に日本語や「礼儀作法」の教授を試みた事例もみとめられる。

教育施設の開設の経緯については、以下のような特徴を指摘できる。

図1 先住民教育施設の分布（1895～1907年）



(注1) 数字は表1の「No.」に対応する。白抜き数字(①②……)は地方庁もしくは警察関係部門の管轄、丸囲み数字(①②……)は学務関係部門の管轄。

(出典) (表1)に同じ。

多くの事例に共通するのは、地方吏員による「説得」「勧誘」がまずあったことである。先住民教育施設の嚆矢とされる猪勝東社分教場の場合、恒春支庁長相良長綱が猪勝東社の頭目・潘文杰を召喚して「文字ノ必要ヲ説キ学校ノ設立ヲ奨励」³⁷している。また、相良が台東庁長に就任した後は同庁下の各頭目を召喚し、既設の分教場に言及しながら「向來他蕃社ヘモ学校ヲ設ケント欲ス」ゆえ「汝等子弟ヲ誘掖シテ就学セシムルコトニ尽瘁セサルベカラス」³⁸と訓示している。

このような官側の「奨励」「説得」に対して、先住民側の対応はどのようなであったか。

恒春支庁長名で学務部長あてに提出された「恒春国語伝習所猪勝東社分教室開始願末」は、次のように記している³⁹。

「彼レ大ニ喜ヒ遂ニ急ニ着手センコトヲ支庁長ニ迫ルニ至レリ茲ニ於テ恒春国語伝習所

表 1 先住民教育施設の概要 (1895～1907 年)

No.	開設年	月	教育施設名	所管	所在地 (現県名)	設置形態	対象	改廃	備考	出典	(主な出典)
1	1896	10	猪勝東社分教場	学務部	台南県 (屏東)	猪勝東社に新築	猪勝東社の青少年 (8-24 歳, 男子の み)	1900 テロソ 国語伝習所に 改称, 1905 蚊 蟀公学校に改 編	1898.12 猪勝東社近隣の漢民族およ びパイワン族の襲撃により校舎破壊	①② ⑤⑧ ⑩⑪	V 100/A 11, V 275/A 30, V 385/ A 2, V 421/A 25, V 425/A 2-3, V 434/A 11, 「生蕃学校(詳記)」(⑤ 1897.5.19-30), 「生蕃教育の模索」 (⑤ 1897.7.16-29) 「蕃人教育の現 状」(⑧ 1898.8), 「蕃人と学校」(⑧ 1899.4), 原世外「台東撫蕃私見」(⑩ 1900.10)
2	1897	11	卑南社分教場	学務部	台東庁 (台東)	卑南社に新築 (男子のみ)	卑南社の青少年 (男子のみ)	1905 卑南公 学校に改編		①② ⑧⑩ ⑪	V 190/A 24, 原世外「台東撫蕃私見」 (⑩1900.10), 川上和一「台東移住民 史(承前)」(⑨ 1904.2), 「台東蕃の 教育」(⑥ 1902.3.16)
3	1897	11	馬蘭社分教場	学務部	台東庁 (台東)	馬蘭社に新築	馬蘭社の青少年	1905 馬蘭公 学校に改編		①② ⑧⑨ ⑩⑪	V 190/A 24, 「台湾蕃学生の心」(⑨ 1905.7), 原世外「台東撫蕃私見」(⑩ 1900.10), 川上和一「台東移住民 史(承前)」(⑨ 1904.2)
4	1898	3	奇萊分教場	学務部	台東庁 (花蓮)	新港街	奇萊社の青少年	1905 花蓮港 公学校に改編	1908.12 七脚川社の襲撃により生徒 激減し一時閉鎖	②⑤ ⑥⑪	V 190/A 27, 「台東蕃の教育」(⑥ 1902.3.16)
5	1898	10	埔里社分教場	台中県	台中県 (台中)		付近各社の青少 年・漢民族	1901? 埔里社 公学校に改編		⑦⑧ ⑪	「蕃人と学校」(⑧ 1899.4), 「埔里社 地方教育一斑」(⑦ 1901.12)
6	1898	11	烏牛欄女学校	台中県	台中県 (台中)	教会堂内・隣接	付近各社の女子	1901? 埔里社 公学校烏牛欄 分校に改編	台南の英国宣教師が伝道のため教会 堂を建築	⑦⑧ ⑪	「蕃人と学校」(⑧ 1899.4), 「埔里社 地方教育一斑」(⑦ 1901.12), 「蕃女 就学」(⑦ 1904.5)
7	1899	1	嘉義弁務署	台南県	台南県 (嘉義)	嘉義弁務署内 (兼宿舍)	トフヤ社の青年 2 名(21 歳, 18 歳), タツパン社の青年 1 名(18 歳)	1900.1 嘉義 公学校に転入	1900.6 P 達邦派出所で通訳, 1900.7-10 A 「内地観光」・達邦警察 官吏派出所で巡査補(1905 現在), W 嘉義弁務署通訳・「土匪討伐」で戦死 (1902.3)	①⑨ ⑧	V 4600/A 2-A 9, V 4625/A 11-14, V 4647/A 3), 「蕃人の教育」(⑧ 1900.2), 「蕃人の学業試験」(⑧ 1900.3), 岡田信興「阿里山蕃調査書 (承前)」(⑨ 1905.6)
8	1899		斗六弁務署 林杞埔支署	台中県	台中県 (斗六)	林杞埔支署内 (兼宿舍)	丹生社の青年 1 名	1900.2 斗六 公学校に転入		①	V 4625/A 8, V 4647/A 6
9	1900		新竹弁務署	台北県	台北県 (新竹)	新竹弁務署内 (兼宿舍)	シバジー社の青年 1 名			①⑤	V 4245/A 4 (1900.2), 「石加礫蕃社 帰順順末(承前)」(⑤ 1899.7.2)
10	1900		新竹弁務署 南庄支署	台北県	台北県 (新竹)	南庄支署内(兼 宿舍)	獅里興社の青年 1 名	(同地の公学 校に転入後の 経過は不明)		①	V 4245/A 4

11	1900	5	斗六弁務署	台中県	台中県 (斗六)	斗六弁務署内 (兼宿舍)	楠仔脚万社の青年 1名(20歳)	(同地の公学 校に転入後の 経過は不明)		①	V 4625/A 10-11, V 4647/A 3, V 4647/A 6
12	1900		斗六弁務署 林杞埔支署	台中県	台中県 (斗六)	林杞埔支署内 (兼宿舍)	馬以哇来社・和社 の青年各1名	(同地の公学 校に転入後の 経過は不明)		①	V 4245/A 4, V 4647/A 3, V 4647/ A 6
13	1900		嘉義弁務署 達邦社派出 所	台南県	台南県 (嘉義)	達邦派出所内	達邦社の青年	(不明, 達邦警 察官吏派出所 に改組か?)	夜間に通所, 昼間も余暇あれば通所	①⑨	V 4647/A 3, V 4623/A 6, V 4647/ A 5, 岡田信興「阿里山蕃調査書(承 前)」(⑨5:6)
14	1900		恒春弁務署 高仕仏派出 所	台南県	台南県 (恒春)	高仕仏派出所	高仕仏社の青少年	1905.4高仕仏 公学校に改編 か?	昼夜通じて余暇あれば通所	①⑪	V 4625/A 14
15	1900	5	恒春弁務署 牡丹派出所	台南県	台南県 (恒春)	牡丹派出所	牡丹社の青少年	(不明)		①	V 4623/A 4
16	1900	7	太巴塢分教場	学務部	台東庁 (花蓮)	太巴塢庄に新築	男子のみ	1905 太 巴 塢 公学校に改編		②⑪	
17	1900	7	璞石閣分教場	学務部	台東庁 (花蓮)	璞石閣庄に新築		1905 璞 石 閣 公学校に改編	1907 卓溪社頭目の子息病死	①② ③⑪	V 4623/A 13
18	1900	7	薄薄分教場	学務部	台東庁 (花蓮)	薄薄社に新築		1905薄薄公学 校に改編	1908.12 七脚川社の襲撃により校舎 破壊	②⑤ ⑩⑪	原世外「太魯閣蕃社及其撫蕃私見」 (⑩1901.7), 「蕃人生徒の体格」(⑤ 1903.5.3), 石田貢「蕃童教育談」(⑤ 1912.7.27)
19	1901	1	蕃人化育所	宜蘭庁	宜蘭庁 (宜蘭)	宜蘭城内の廟を 改造(兼宿舍)	宜蘭庁管内各社の 青年(13~23歳)	1902 閉鎖		①③ ④⑥	「宜蘭通信」(⑥1901.2.17)
20	1901	5	公埔分教場	学務部	台東庁	公埔庄	男子のみ	1905公埔公学 校に改編		②⑦ ⑪	「台東通信」(⑦1902.3)
21	1901	5	知本分教場	学務部	台東庁 (台東)	知本社に新築		1905知本公学 校に改編		②⑪	
22	1901	5	太麻里分教場	学務部	台東庁 (台東)	太麻里社に新築	男子のみ	1905 太 麻 里 公学校に改編		②⑪	
23	1901	7	太魯閣分教場	学務部	台東庁 (花蓮)	古魯社に新築		1905 太 魯 閣 公学校に改 編, 1906 閉鎖	1901 古魯社内に鉄砲火薬販売店(賀 田組)を設置, 1906.7 古魯社の襲撃 (ウイリー事件)により校舎破壊, 一 時閉鎖のち閉校	①② ③⑤ ⑥⑩ ⑪	V 4625/A 25, 「太魯閣蕃の請願」(⑤ 1901.5.2), 「太魯閣蕃の開放事業」 (⑤1901.5.5), 原世外「太魯閣蕃社 及其撫蕃私見」(⑩1901.7), 「タロコ 蕃の教育」(⑥1901.9.21)
24	1902	4	内獅頭分教場	学務部	阿緞庁 (屏東)		男子のみ	1905 内 獅 頭 公学校に改編	1914.10 恒春地方パイワン族の襲撃 により一時閉鎖	②⑥ ⑪	「恒春の国語伝習所教場新設」(⑥ 1902.4.5)

25	1904	5	蚊仔只警察官吏派出所	警察本署	蕃薯寮 庁(高雄)	蚊仔只警察官吏派出所内(1909 紅花仔駐在所, 1912 河表湖駐 在所へ移設)	簡仔霧社, 紅花仔 社, 蚊仔只社の児 童	1908 蚊仔只 蕃童教育所に 改編	1905.5 襲撃により閉鎖, 1907.4 再開	②③ ⑨	「蕃薯寮の蕃童教育」(⑨ 1907.7)
26	1904	6	達邦警察官吏派出所	警察本署	嘉義庁 (嘉義)	達邦警察官吏派 出所内	嘉義庁管内各社か ら「将来見込みあ る」児童を選抜	1908達邦蕃童 教育所に改編	「目的 蕃人の智能を啓発し, 狩猟を 禁じて農業の民たらしめ, 成長の後 幾分なりとも彼等の生活の上に利益 を与ふるにあり」(嘉義庁「教育方針」 に依る), 成績優秀な生徒には食費補 助, 派出所構内の宿舎に収容, 達邦 警察官吏派出所員をもって教師とす る, 1904.10 後藤民政長官阿里山巡 視の際 30 円を寄贈し奨励	②③ ⑨	岡田信興「阿里山蕃調査書(承前)」 (⑨ 1905.6)
27	1904	10	成広澳分校	学務部	台東庁 (台東)	成広澳庄		1907? 成広澳 公学校に改編		②⑪	
28	1905	4	萃芒公学校	学務部	恒春庁 (屏東)	萃芒社			1914.10.9 恒春地方パイワン族の襲 撃により一時休業	②⑤ ⑪	
29	1905	4	呂家公学校	学務部	台東庁 (台東)	呂家社				②⑪	
30	1905	4	巴塢衛公学校	学務部	台東庁 (台東)	巴塢衛社				②⑪	
31	1905	4	水尾公学校	学務部	台東庁 (花蓮)	水尾庄	男子のみ			②⑦ ⑪	台東水尾・和田富志夫「蕃人教育に 関する研究 1~6」(⑦ 1906.10- 1907.3)
32	1905	4	蔴老漏公学校	学務部	台東庁 (台東)					②⑪	
33	1907	6	白毛警察官吏駐在所	警察本署	台中庁 (台中)	白毛駐在所内	白毛社, 阿冷社の 児童	1909白毛蕃童 教育所に改編	当初は夜間, 1909.4 より昼間	③	
34	1907	9	七脚川公学校	学務部	台東庁 (花蓮)			1908.12 閉鎖		②③ ⑪	
35	1907	11	屈尺警察官吏駐在所	警察本署	深坑庁 (台北)	屈尺駐在所内				②③	

(注1) 「所在地」欄は設置時の行政区分による。「対象」欄は開設当初の状況を示す。

(注2) 国語伝習所および公学校の開設年月は, 文献⑪によった。

(注3) 「出典」欄の番号は以下の文献を示す。

①『台湾総督府公文類纂』, ②台湾教育会『台湾教育沿革誌』(1939年), ③台湾総督府警察本署『理蕃誌稿』第一編(1918年), ④台北州警務部『台北州理蕃誌』上編(1924年), ⑤『台湾日日新報』, ⑥『台湾民報』, ⑦『台湾教育会雑誌』, 『台湾教育』, ⑧『蕃情研究会雑誌』, ⑨『台湾慣習記事』, ⑩『台湾協会会報』, ⑪台湾総督府『台湾総督府学事年報』(各年度)。

(注4) 「主な出典」欄の「V 0000/A 0000」という表示は台湾・国史館台湾文献館所蔵の台湾総督府公文類纂の整理番号。Vが簿冊番号(台湾文献館の所蔵番号), Aが文書番号を示す。

長ハ直チニ電報ヲ以テ猪勝東社ニ分教室ヲ置カレンコトヲ總督府ニ請願シ九月二日其許可ヲ得タリ依テ直チニ潘文杰ニ命シテ校舎ヲ新築セシム九月十日落成シテ此日ノ午後直チニ開始式ヲ行フ」

「大ニ喜ヒ」という叙述がどのような実態を反映したものか、庁長の「奨励」に積極的に応じた者がどの程度の広がりをもっていたのかは、この報告書のみで判断は難しい。同分教場の教員として赴任した藍原新二は、開校日までに集まった27名の「入学希望者」について、後に、「此希望者は素より其父兄に至つても伝習所の主旨を了解したるものには非ずして唯単に頭人の命令に依て其募りに応じたるものなり」⁴⁰と述懐しているから、学校設置を「歓迎」した者はごく限られたとみるのが妥当であろう。ただ、「彼等」の「積極性」を強調する上の報告書からは、先住民側の一定の支持なしには設置申請に踏み切れなかったことも窺われる。宇野利玄が指摘しているように、校舎建築や生徒募集にあたっては地元の先住民有力者に依らざるを得なかった⁴¹。

設置過程を窺うことのできるいくつかの分教場に関しても、官側の「奨励」に対して先住民側が学校設置を「迫ル」ような事例はむしろ稀であった。たとえば、台東庁下の古魯社、權其力社、九碗社の場合、相良庁長は先例と同じように既設分教場の現況を説いたうえで「学校設置ノ必要且ツ急務ナル」ことを説得したが、先住民側は「衆議ヲ遂ケ答申」すると応えるにとどまった⁴²。古魯社が銃器弾薬販売所とあわせて学校の設置を「請願」したとされるのは、それから1年以上後のことである⁴³。しかも、5年後には同社住民の襲撃により学校は閉鎖を余儀なくされている。古魯社に限らず、薄薄社や内獅頭社などでも学校設置後に近隣住民の襲撃により一時閉鎖や廃校となった事例は少なくない。

さらに、学校設置に真っ向から反対した事例も確認される。卓溪社および網網社では、官側の「勧誘」に対して、卓溪社頭目の子どもが公学校入学後に病死した事実を挙げて「全ク祖先ノ遺訓ニ背キタル結果ナリ」と論難し、次のように述べている⁴⁴。

「我が祖先ハ最初文字ヲ解セシモ中道ニシテ文字ノ崇リヲ受クルコト続出セシヨリ之ヲ廃シ子孫ニ至ルマデ文字ヲ習得スベカラズトノ遺訓ヲ守リ来リタルニ爾來災厄去リ今日アルヲ致セリ我等ハ今ニ至リー一字ヲ解シ得ザルモ些ノ不自由ヲ感ゼズサレバ文字ノ必要ナシ」

「災厄」を「文字ノ習得」と関連づけるこの主張は、おそらく清朝統治下での経験に基づくものであろう。頭目の子どもが就学後まもなく死亡したという出来事は、さらなる「災厄」の予兆として、危機感をもって同地の先住民に受け止められたはずである。報告書には「勧誘殆ド困難ナリ」と記されている。

他方、北中部の山麓地帯では、官側が交易や移住を許可する要件として子どもの「就学」を命じるケースが散見される。別稿で論じたように、宜蘭庁は数ヶ月にわたる交易禁制を解除する要件のひとつとして各社の青少年を「就学」させるよう申し渡し、蕃人化育所の開設にたどり着いている⁴⁵。また、新竹辨務署は管下マリワン社の下山移住に際して、官命の遵守、情報収集への協力等とともに「小児の内ひとり官署の手元に渡し教育を受けしむること」⁴⁶を誓約させている。このほか、1904年2月6日付『台湾日日新報』は、「北勢蕃社の帰順出願」という見出しで、大湖支庁長と管内3社の頭目との会見の様態を報じ、支庁側の示した帰順条件が、銃

器彈藥の供出および「各土目の児供を支庁に留置すること」等であったと伝えている⁴⁷。総督府が山地資源を求めて先住民に対する武力制圧を進める過程で、先住民青少年に対する「教育」の端緒が開かれたのである。

最後に、全体を通じて看過できないのは、学校設置の「勧誘」自体がしばしば地方官吏の個人的な「熱意」の次元にとどまっていたことである。たとえば、台湾北中部でもっとも早期に先住民青少年の教育に着手した嘉義辨務署は、1899年1月から約1年間管下の青年3名を同辨務署に収容して日本語等を教授した後、嘉義公学校の一学年に入学させており⁴⁸、同署月報には、「蕃人学生ヲ蕃地ニ帰省セシムルハ一般蕃人ノ教化上甚タ裨益アルモノナルカ如シ」⁴⁹、「通訳其他非常ニ便利ヲ与ヘツツアリ」⁵⁰と、その成果を喧伝する記述がみられる。だが、こうした「実績」をもとに「簡易の学校を設け」たいとする同辨務署員の度々の上申は、「経費の都合により」実現には至らなかった⁵¹。台北県下でも、1899年11月、三角湧辨務署が県学務課に予算案および教科課程、校舍図面等を付して「生蕃学校」の設立を請願したが、具体化していない⁵²。

このような地方吏員による学校設置申請の動向について、1899年12月7日付の『台湾日日新報』は、学校維持費につき「未だ確たる成算あるを認めず」、先住民学校の創設は台湾統治全体に関わる問題でもあり「軽々に着手すべきことならず」との主張を、「当局者一部の意見」として報じている⁵³。「一部」の見解だとあるものの、上述の申請がいずれも具体化しなかった経緯に照らせば、当時の趨勢を示してはいる。先住民学校の設置を進めようとする地方吏員の「熱意」は、総督府の大局的な見地からすれば突出していたのである⁵⁴。

第2章 蕃童教育所の制度化

第1節 先住民征服戦争の展開

1902年、総督府は、漢民族抗日ゲリラに対する制圧戦の一応の終結を契機として、先住民制圧を政策課題のひとつに据えるに至った。

これより先、総督府は、先住民に対する懐柔策とともに、製腦地の広がる北中部を中心として先住民に対する掃討作戦を断続的に展開していたが、先住民側の強靱な抵抗に直面していた。たとえば、1900年8～9月の大嵙崁掃討戦について、台湾総督府警務局『理蕃誌稿』は「蕃人反抗屈セズ我が中隊長以下死傷夥シク終ニ之ヲ中止」⁵⁵と記している。製腦地への襲撃を重ねる大嵙崁地方のタイヤル族に対する報復として行われたこの掃討戦には、当初、歩兵中隊約130名が派遣されたが、中隊長ほか戦死者7名を出し「退却困難」な状態に陥る⁵⁶。さらに歩兵一中隊、砲兵一小隊が派遣されたほか、巡查10名および腦丁（樟樹伐採の作業員）約400名が戦闘要員として動員されたが、制圧の目途が立たず撤退するに至った⁵⁷。このようななか、総督府内部ではより強硬な路線への転換を求める論調が高まっていた。

他方、台湾の新聞は、1900年前後より先住民の襲撃について連日のように報道している。先住民による襲撃件数は、総督府の統計によれば1900年の400件をピークとして1902年には273件まで減少していたが⁵⁸、先住民との武力衝突に関する記事は1900年前後以降にむしろ増加している。とりわけ「在野の言論機関」を自負する『台湾民報』は、先住民による襲撃事件の報道に少なからぬ紙幅を割き、当局の先住民政策の「不手際」を批判する議論を展開していた。たとえば、上述の大嵙崁掃討戦については、「督府対蕃策の無主義無方針」（1900年11月27日）、「督府対蕃策の失敗」（1901年1月15～19日）といった大々的な見出しをかかげ、「我忠良

なる軍隊を鬼畜に等しき生蕃の手に斃れしめ更に殖産事業の荒廃を來たし民人をして堵に安むせさらしむるに至」⁵⁹ ったのは当局の無策によるものだと論難した。先住民の襲撃に関する連日の報道は、強硬な先住民対策を求める論調と相呼応していた。

このような状況のなか、1902 年末に先住民政策立案のため実地調査を命じられた総督官房参事官持地六三郎は、その復命書である「秘蕃政問題ニ関スル取調書」の冒頭で次のように述べた⁶⁰。

「蕃地問題ノ要点ハ、蕃害ヲ排除シ蕃地ヲ開発スルニハ如何ニセハ以テ克ク得失相償フニ足リ、而シテ克ク将来ニ利源ヲ拓クコトヲ得ル乎ニ在リ」

「利源ノ宝庫」である山地の開拓事業を進めるうえで、同地の先住民による武装抵抗が最大の障碍と目されていたのである。1900 年代初頭には、樟腦専売による収入が総督府の経常収入の 2 割を超え、樟腦は阿片専売とならぶ重要な財源の一つとなっていた⁶¹。一方、すでに論じてきたように、山地開拓事業の進展が先住民側の武装抵抗を激化させ、結果的に製腦事業の停滞に立ち至るという、当局にとっては皮肉な事態を生み出していた。この隘路をいかに最小限の損失で打開するかが、課題の焦点であった。

持地は、既往の「蕃地政策」の概要および問題点を指摘したうえで、当面の基本方針を「威シテ而ル後撫スル」と定め⁶²、台湾北部に焦点を据えた詳細な「討伐膺懲」の計画を提示した。その柱は、隘勇線の拡張・前進により先住民居住地を封鎖し、先住民の「帰順」および武器没収を進めることにあった。持地は、その遂行のために先住民関連行政の一元化が緊要であるとして蕃地事務局の創設を強く求めるとともに、より具体的な方針策定に関わる総督の諮問機関として蕃地事務委員会の設置を提言した。

1903 年 3 月、持地の提言を受けて、総督直属の諮問機関として蕃地事務委員会が設置された⁶³。総督の示した諮問案は全 10 項目にのぼったが⁶⁴、先住民政策に関わる部局間の齟齬の解消が先決課題であるとする民政長官後藤新平の意向に従い、行政組織の一元化の是非が審議の焦点となった。参事官として同会の委員に加わった持地は、蕃地事務局を新設すべきとする先の主張を繰り返したが、先住民政策の柱は治安問題だとする立場から警察部門による先住民行政の統括を求める意見も根強く⁶⁵、協議は難航した。最終的に、委員会は、「特別ナル一機関ヲ新設スルトセバ之ガタメ新ニ経費ノ支出ヲ要スル」ゆえ「時期尚早」であるという児玉総督の意向に添う形で、「当分警察機関ニ統一」すべきとする答申案をまとめた⁶⁶。新たな予算措置を伴わない範囲での対応にとどまり、警察力による「治安」を先住民政策の柱とする方針が鮮明になった。

このような経過を経て、1903 年 4 月、総督府は警察本署の下に「蕃務掛」を設置し、従来、殖産局、専売局の所管であった「蕃人蕃地ニ関スル事項」をすべて警察本署に移管した⁶⁷。これにより警察本署が先住民関連行政を統括することになる。この警察組織の改編は、山地「開拓」の最大の阻害要因と目された先住民による武装抵抗の制圧に総督府が本格的に乗り出したことを示す象徴的なできごとであった⁶⁸。

これ以後、総督府は隘勇線の延長により先住民居住地の包囲・制圧を進める。日露戦争の勃発により制圧戦は一時「停滞」の観を呈するものの、1909 年末、総督府は、北中部山岳地帯の軍事制圧を重点目標とした「五箇年計画理蕃事業」の予算として 1,500 万円もの国庫支出金を

獲得し、山砲や臼砲、地雷や鉄条網を用いた先住民征服戦争を進めることになる。

この征服戦争のただなかで、先住民児童を対象とした総督府の教育政策は具体化する。

第2節 持地六三郎の先住民教育構想

1900年代に先住民教育制度の「整備」に中心的な役割を担ったのは持地六三郎である。1902年に総督官房参事官に就任していた持地は、翌年3月総督直属の諮問機関として設置された蕃地事務委員会の幹事を兼任するとともに、12月には学務課長をも兼ねることとなり、1910年末に朝鮮総督府へ転出するまでの約10年間にわたり、先住民政策の策定および教育行政に従事した⁶⁹。

持地が先住民を「皇化」の対象とはみなしておらず、山地開拓をいかに「経済的」に進めるかという観点から教化の「有用性」を認めていたことは先に述べたとおりである。では、持地が構想していた先住民教育施設とはどのようなものであったか。

持地は、先述した「秘蕃政問題ニ関スル取調書」(1902年)の中で先住民教育に関して次のように述べている⁷⁰。先住民児童の教育は「壮大ナル学校ヲ設ケ文明流ノ学科課程ヲ教授」することが目的ではなく、「馘首ノ惡念ヲ絶チ人間生活ノ道ヲ辨知」させれば十分である。よって、「必スシモ独立ノ学校ヲ設立スルヲ要セス」,支庁や派出所等の末端行政機構に附設すればよい。経費には「蕃産物」交易の収益を充てることとし「特ニ財源ヲ要セス」。先住民教育の意義は、就学児童を「有事ノ時」には「人質」とし、「成業ノ暁」には先住民教化の「先導」となし得る点にあるのだ、と。最小限の経費で「効率的」な先住民制圧を至上課題としていた持地の論理は明快であった。

他方、1904年、持地は学務課長として作成した「台湾ニ於ケル教育施設ノ要領覚書」において、教育施設は「植民地経営ノ大主義ヲ達スルノ一手段ニ過キサル」がゆえ教育事業のみ突出して進めるべきではないとの基本的立場を強調したうえで、「蕃地開発ノ一手段トシテ」先住民児童の教育に関する新たな施策が必要であると述べた⁷¹。具体的には、台東や恒春地方の国語伝習所が当初の設立目的からそれて先住民学校という性格が強くなっていた実態をふまえて、先住民の「化育」を目的とした制度を整備すべきだとの見解を示している。

このように持地が先住民教育の制度化に着手しようとした理由の一端には、ごく限られた事例にとどまるものの、既往の教育実践が先住民統治上一定の成果を挙げているとの認識があった。たとえば、1904年に台東庁を視察した持地は、分教場卒業生の中から通事や派出所雇員を採用することで「蕃務取締上には一層の利便」を得ていると評価するとともに、分教場の設置された地域では「粗暴粗悪の風習を脱却」「農耕牧畜に勤勉」「官吏の命令に服従」といった効果を生み出していると述べている⁷²。

同様の評価は同地域教育状況に言及した論者にほぼ共通して認められる。ただし、これらの論者が「教育の効果」として喧伝した「服従」や「勤勉」さとは、むしろ、武力を背景とした総督府の実効支配が及んだ状態を示していると見るべきであろう。この点、持地は「威服シタル後ニアラサレハ撫育ハ行ハルヘカラサルナリ」と述べており、先住民を「真正ニ震懾畏縮」させることが教化策を進める前提だとする認識は一貫していた⁷³。

1908年3月に布達された「蕃童教育ニ関スル件」(本蕃発第730号)は、以上のような持地の見解を大筋において反映したものとなる⁷⁴。

第3節 「蕃童教育ニ関スル件」の布達

1908年3月、総督府は「蕃童教育標準」「蕃童教育綱要」「蕃童教育費額標準」を定め、民政長官名で関係各庁長宛に発した通牒「蕃童教育ニ関スル件」（本蕃発第730号）に添付する形で公示した。同通牒は、「蕃人トノ親和意思ノ疎通ヲ図ル」ことが駐在所の最大急務であり、そのためには「彼少年子弟ヲ駐在所ニ出入」させることが「捷徑」であると述べ、「器具器械ノ完備」や「學術ノ教習」は不要であるから各駐在所でこれを励行するよう求めた⁷⁵。そのうえで、「稍々形体ヲ具ヘタル」場合には添付した3つの規程に依るものとした。1900年代初頭以降の隘勇線の拡張により、1908年時点で駐在所72ヶ所、隘勇監督所41ヶ所、隘勇分遣所411ヶ所、隘藪1409ヶ所が設置されていた⁷⁶。先住民児童に対する教育は、駐在所を拠点とした先住民掌握策の一端に位置づいていたのである。

「蕃童教育標準」は、駐在所において先住民児童の教育を行うこと、「我が風俗習慣ニ化熟セシムル」ことを教育の目的とすること、授業時間の過半は「耕作種芸手工」に充てること、教具・文具・給食等の経費は官費を支給することを定めた。就学年齢や修業年限についての規定は盛り込まれていない⁷⁷。教員についても特段の規定はないが、この規程が駐在所で行う教育に関するものである以上、駐在所に勤の巡査が担うことを想定していたはずである。持地が先の意見書で、学校を特設する必要はなく特段の費用を要しないと述べていたことを想起すれば、先住民教育のため新たに教員を配置する意図はなかったものと考えられる。

「蕃童教育綱要」は、駐在所で教習すべき科目を、礼儀、倫理、耕作種芸、手工、国語、計数法、習字、唱歌と定め、このうち計数法、習字、唱歌を随意科とした。以下、同時期の議論をふまえてその概要を示す⁷⁸。

礼儀の主な内容は、敬礼（坐、立、注目、謹聴等）、譲路（嚮導隨行等）、門戸の出入（戸障開閉等）、食事、物品授受であり、日常生活の隅々にわたり「我が風俗習慣」に則った立居振舞を身につけさせることを主眼とした。「食事ニ箸ヲ用ヒ歩行ニ下駄ヲ穿ツ者アル」（屈尺）⁷⁹、「帽子及び筒袖の単衣並に帶等を給与し、服装を一定しあり」（筒仔霧）⁸⁰といった報告が示すように、極めて具体的に生活様式を変えていくことが、まず目指されたのである。これは同時に、先住民児童の振る舞いや生活習慣を「不規律」「遊惰」とみなし、かつ、そのように教え込むことと表裏一体であった。楠仔脚では、「躐方」の具体的な方途として、「從順ヲ旨トシ起居動作ヲ規律的ナラシメ遊惰ヲ戒メ」⁸¹ることを挙げている。

倫理では、教授すべき徳目として忠、孝、順、愛、信、辞讓、公共心が掲げられた。ただし、たとえば屈尺で「教授ノ便宜ニ依リ礼儀ト併科スルコトヲ得」⁸²と定めていたことが示すように、上述のような「規律」を身につけさせることが、徳育の基盤という意味を持っていた。

耕作種芸は、従来の耕作法を「改良」し「漸次定地耕ニ導」くことを目的とし、深耕、施肥、接木等の基礎的な知識技術を教授することとした。手工は「工作器具ノ使用法」や「日用器具ノ製作」等を教授することとし、籐細工等の「普及」を目指した。総督府が「治安」維持の必要から、先住民の主な生業である狩猟を規制の対象としてきたことは別稿で論じたとおりである⁸³。この点で、定地耕や籐細工、織機等の奨励は、狩猟規制を推し進めるための基盤を形成するという意味を持っており、耕作種芸および手工に重点を置くべきとする教育所教育の方針は、その延長線上にあった。

国語については、「近易なる普通語（成るべく東京語）」を教授すべきとし、「地方語又は卑野なる語を避くべき」と指示している。安田敏朗が明らかにしているように、日清戦争前後以降

に「標準語」の確立と普及が国家的な課題となり、「内地」の学校教育でも教員の「方言」が問題となっていた⁸⁴。教育所での「普通語」督励もこうした文脈で理解されるべきであろう。ただし、総督府が先住民児童向けに編纂した教科書（後述）の編纂趣意書には、次のようにある⁸⁵。

「抑々生徒ハ其ノ入学当初ニ在リテハ、殆ド全ク国語ノ素養ナキモノナレバ、教師ノ発音ハ直ニ彼等ニ影響スルコト実ニ莫大ナルヲ以テ、教師ハ深ク此ノ点ニ注意シ、一々読本所用ノ標準語ニ習熟シテ自己ノ訛音・方言ヲ矯正センコトニ努メ、片言双語ト雖モ決シテ苟モセザランコトヲ要ス」

先住民の児童にとって、日本語は教育所で初めて教えられる言語であり、駐在所に出入し所員の日常会話に接すること自体が日本語学習の過程であった。それだけに、所員自身の「訛音」「方言」の「矯正」が求められたのである。

また、ことさら「普通語」が強調されたのは、教育所での日本語教育が文字の習得よりも「話し方」の習熟に重点を置いていたこととも関わりと推察される。たとえば1913年に「蕃童撫育調査」を嘱託された丸井圭治郎は、総督宛に提出した「蕃童教育意見書」のなかで次のように述べている⁸⁶。

「蕃人ニ対スル国語教育ハ、国語読本ヲ講習セシメ文字ヲ教フルヨリモ、寧ロ国語其物ヲ知得セシムルヲ以テ急務トス。換言セバ漢字・仮名文字ヲ知ラズトモ国語ノ話し方ヲ知り、吾人ト対話シ得ル様ニナスヲ先トスベシ」

当局にとっては、先住民の児童に文字を習得させることよりも、日本語による「対話」を成り立たせることが優先課題であった。「普通語」と「地方語」との相異は、「書き方」よりも「話し方」においてこそ際立ったはずである。

随意科である計数法については、1から100までの数、1桁の加法、および日常生活で用いる基本的な度量衡単位にとどめることとした。計数法が随意科の位置づけしか与えられなかったことは、先住民教育を「簡易」にとどめるべきであるとする考えが、この時期、広く共有されていた状況を象徴的に示している⁸⁷。

「蕃童教育費額標準」は、教室用具、実習器具、実習消耗品、炊具、寝具、食費の限度額を定めた。主な費目について生徒一人当たりの年額上限を挙げれば、参考書（おそらく教科書に相当）1円、硯・鋏・鎌・桶等の実習器具2円、文具・種子等の消耗品3円で、食費は通学生12円・寄宿生36円と最も高い比率を占める。ただし、総督府が先住民教育のために予算措置を講じるのは、「五箇年計画理蕃事業」の最終年にあたる1914年が最初であった。「保安費」の項目下に立てられたこの教育所費約17,000円は、当時地方費の約6割を占めた警察費の0.5%に相当する⁸⁸。

総督府は、予算配分の都合上、以上の規程に則った教育所を甲種、それ以外を乙種とした。甲乙の比率は時期によって変化するが、ほぼ一貫して乙種の占める割合が高く、1910年には甲種8ヶ所・乙種10ヶ所、1920年には甲種47ヶ所・乙種71ヶ所である⁸⁹。

先住民教育の骨子を定めた「蕃童教育ニ関スル件」の通牒当時、台湾最大のメディアである『台湾日日新報』はこれに関わる記事を報道していない。台湾教育界を代表する機関誌である『台

湾教育会雑誌』でもこれに触れた論説等は見当たらない。先住民教育に関わる新たな施策に社会的な関心が払われることはほとんどなかったと思われる。

先住民征服戦争が展開する只中で、「治安」と「安上がり」とを基軸とする先住民教育制度の骨格が形成された。

第4節 『蕃人読本』の編纂

1914年10月、総督府は先住民向けの教科書編纂に着手し、翌15年から16年にかけて『蕃人読本』（全4巻）を刊行した⁹⁰。これ以前、教育所では公学校用の教科書および国定教科書を混用しており、これらが先住民の教授に不適當であるとする意見が散見される⁹¹。「五箇年計画理蕃事業」が終結し、総督府の先住民政策が新たな展開を迎える時期に至って、教科書編纂の動きが具体化した⁹²。この読本は、1928年、教育所の規程改正にあわせて台湾総督府警務局編『教育所用 国語読本』（全8巻）が刊行されるまでの約15年間使用されることになる。

『蕃人読本編纂趣意書』（以下、『編纂趣意書』と略記）によれば、同読本は蕃人公学校および蕃童教育所での使用を想定し、3年制課程にも対応した内容構成となっている⁹³。教材は、1913年から14年にかけて刊行された『公学校用国民読本』（全12巻）、および、いわゆる第二期国定教科書にあたる『尋常小学読本』（全12巻）から取材したものが過半を占めるが、その分量・叙述は大幅に改変されている（以下、それぞれ『国民読本』『小学読本』と略記）。

『蕃人読本』の編纂方針は、基本的には「蕃童教育綱要」の趣旨をふまえつつ、より具体的には先述した丸井の「蕃童教育意見書」の主張をかなりの程度反映したものとなっている。

日本語教授という観点から主な特徴を整理すれば、以下のとおりである。

第一に、『蕃人読本』では表音的仮名遣いを採用した。これは、『国民読本』が『小学読本』の表記法に従い歴史的仮名遣いを採用したのと対照的である。「国語」の仮名遣いについては、日露戦争前後以降、普通教育普及のために表記の簡易化を進めるべきだとする論調と、こうした動きを「国語」の「伝統性」「純正性」に対する「破壊」であるとして反発する論調との対立軸が明瞭となり、第二期国定教科書では歴史的仮名遣いに統一されたという経緯がある⁹⁴。他方、総督府編纂による漢民族向けの「国語」教科書は、当初、教授上の利便性から表音的仮名遣いを採用していたが、『国民読本』編纂時には「国語ノ統一上社会ノ運用上」⁹⁵の配慮から国定教科書の改変に対応して歴史的仮名遣いを採用することとなった⁹⁶。『蕃人読本』における表音的仮名遣いの採用は、こうした流れに「逆行」するものであった。その理由について、『編纂趣意書』は「蕃人ノ地位及ビ其ノ知識ニ適応スル教育」に歴史的仮名遣いは不要であり、むしろ表音的仮名遣いの「簡易直截ナルヲ便利ト認メタルニ由ル」と説明している⁹⁷。教授上の利便性を優先させたというだけでなく、歴史的仮名遣いの習得を前提とした「地位」もしくは「知識」への回路を閉ざしたということにもなる。文字通り先住民の社会状況や知識体系に「適応」した教育を目指したとすれば、なによりも日本語教授の必要性自体が疑われたはずである。

第二に、『蕃人読本』では巻4の数課を除いてすべて片仮名表記である。これに対し、『国民読本』は巻5から、『小学読本』は巻3から平仮名表記に移行している。つまり、当時最も「簡便」とされていた片仮名から学習を始める点では共通しているが、公学校では第3学年第1学期、小学校では第2学年第1学期から平仮名の学習に入るのに対して、教育所では4年間を通じてもっぱら片仮名の学習のみに終始することになる⁹⁸。

第三に、数字を除く漢字の初出は巻3であり、新出漢字の総数は42字にとどまる。この点で

も、『蕃人読本』は『国民読本』『小学読本』に較べて学習レベルが低く設定されていた。これについて『編纂趣意書』は、「蕃人ニ対シテハ殆ト漢字ヲ教フルノ必要ヲ認メズ」と述べ、その理由として「生活及ビ思想ノ極ク単純ナル蕃人ハ、仮名文字及ビ数字ノ使用サヘ知レバ、彼等ノ日常ノ要事ヲ記シ、彼等ノ意思ヲ表ハスニ十分」だと説明している⁹⁹。具体的には、字画が少なく、日常生活にまつわるものという観点から、大小、山木畑田牛、目口手、父母、先生といった漢字が選ばれた。

教材の内容について特記すべき点は、以下のとおりである。

巻二の「ガッコオ」（第2課）は、『蕃人読本』独自の教材である。その全文を以下に掲げる。

「アノ イエ ワ ワタクシ ノ ガッコオ デス。 ワタクシ ワ、 ガッコオ ガ ーバン スキ デス。 ソレデ、 マダ、 ード モ ヤスミマセン。」

見開き2頁のほぼ半分を占める挿絵には、簡素な和服に学帽、草履を身につけた「生徒」が、紋付袴に洋帽、下駄履きの「先生」と並んで、「学校」を指差しながら、その方向へ歩いている場面が描かれている。ここには、「学校」へ毎日通うこと自体がまず「教え」られねばならないような状況にあったことが、よく示されている。さらに、『編纂趣意書』には、以下のような叙述がある¹⁰⁰。

「従来蕃人間ニ存セザリシ思想若クハ物品ニ対スル国語ハ、生徒ヲシテ直ニ其国語ヲ使用セシムルヲ可トス。タトヘバ「学校」ニ就キテハ直ニ「ガッコオ」ナル語ヲ用ヒシムベシ。「書く」或ハ「学ブ」等ヲ意味スル蕃語ト「家」ナル蕃語トヲ合セテ新ニ「学校」ヲ意味スル蕃語ヲ作りテ之ヲ使用セシムルガ如キコトアルベカラズ」

「ガッコオ」という言葉および概念もまた、教育を通じて定着させるべきものであった。

巻四の「ノオギョオ」（第5～6課）と題する教材は、『国民読本』（巻11第7課「農業」）にもみられる台湾総督府独自の教材である。いずれも農業に勤しむことを奨励するという点では共通しており、『小学読本』には「農業」と題する独立した課文がなかったことを考え合わせると、植民地人民に期待される人物像が象徴的に示されているといえよう。ただし、両者の課文の内容は大きく異なる。『国民読本』が、「新墾の畑も田の^{にひばり}面も多けれど、ひなのあらのはなほひろくして。」という明治天皇御製を載せて、台湾が「瑞穂ノ国」の一部であることを強調したのに対し、『蕃人読本』は次のように教えた。

「山 エ カリ ニ イク ト、 イロイロナ ナンギ オ シタリ、 アブナイ メ ニ アツタリ シマス。／ ヨク ノオギョオ ニ セイダス 人 ワ、 ソンナ シンバイ ナシ ニ、 ラクニ クラス コト ガ デキマス。」（「／」は改行を示す）

ここには、「山へ狩りに行く人」と「農業に精を出す人」とが対照的に描かれている。先住民の子どもたちは、狩猟を主とする従来の生活様式は「難儀」で「危ない」ものであり、「改良」すべきものだと教えられたのである¹⁰¹。

天皇を取り上げた教材は、「テンチョオセツ」（巻3第10課）、「日本」（巻3第20課）、「ジン

ムテンノオ」(巻4第1・2課)、「グンタイ」(巻4第11課)の計5課である。

巻3の「テンチョオセツ」は8月31日の天長節にあわせた配列となっており、教科書の上では3年生になって初めて祝祭日との関わりで天皇が提示されることになる。挿絵には各戸に日の丸を掲げた風景が描かれ、本文中で日の丸の旗が「日本 ノ コッキ」であるとの説明がある。天皇については、我々が毎日楽しく暮らせるのは「ミンナ テンノオヘイカ ノ オカゲ」であると教えた。巻3のしめくくりの課にあたる「日本」では、天皇は東京にいて日本全体を治めており、天皇の指図によって総督が台湾を統治していること、天皇は「トオトイ オカタ」であり、我々は天皇のことを忘れてはならないことが説かれる。挿絵には東京を中心とした「日本地図」を掲げた。巻4の「グンタイ」は、本文中で天皇に触れていないものの、馬上で観兵する天皇の挿絵を掲載している。課文の主旨は、我が国では勝手に鉄砲を持つことは許されず、軍隊と警察のみが「ワルイ モノ」を取り締まるために鉄砲を持っている、悪いことをするとすぐに軍隊が出てきてそれを「ウチコラス (打ち懲らす)」、というものである。

以上を重ね合わせると、「安寧秩序」の象徴としての天皇像が浮かび上がる。このような天皇像は、必ずしも『蕃人読本』独自のものではない。ただし、国定教科書では、学制公布、大日本帝国憲法の制定、帝国議会の開催といった事項とともに近代国家の元首としての天皇像も提示されていたことと照らし合わせれば、『蕃人読本』の天皇像が「安寧」維持の側面のみに限定されていた点は注目に値しよう。

巻4の冒頭に置かれた「ジンムテンノオ」は、挿絵の神武天皇の「肖像」が要である(図2参照)。この神武天皇像は、東京美術学校教官であった竹内久が新聞『日本』の懸賞に応じて制作し、入賞作品として第三回内国勲業博覧会に出品された木彫像を模写したもので、顔立ちは明治天皇に似る¹⁰²。これは検定制度期に『歴史教科書』(帝国書籍、1902年検定)等いくつかの教科書が用いていたもので¹⁰³、国定教科書には同様の肖像は見られなくなる。たとえば、『小学読本』巻5の「神武天皇」(第1課)の挿絵は、^{ながすねびこ}長髓彦と戦う神武天皇の弓の先に止まった金色の鴉が燦然と耀く場面と、金鶏勲章の図柄である¹⁰⁴。武勲を立てた軍人のみに与えられる勲章の挿絵は、徴兵制の施行されていない植民地では教材たりえなかった。

教科書の頒布状況については、「教育所台帳」所載の「教育所用器具配備表」が参考となる¹⁰⁵。やや時代は下るが、1921年3月に設置認可を受けたキンヤン教育所(台北州宜蘭支庁)が、開所当時に備品として登録していた教科書は、以下のとおりである(括弧内は冊数)。『蕃人読本』(45)、『蕃人読本掛図』巻一・二(各1)、『作法ト心得』(1)、『手工教授ノ理論及實際』(1)、『算術教科書』(1)、『台湾農業書』(2)。同教育所の初年度の入学者は35名であったから、『蕃人読本』については少なくとも初年度は一人一冊ずつ貸与されたと考えられる。1928年に『教育所用国語読本』が頒布されるまで『蕃人読本』の追加登録はないので、開設当初に配布された45冊を使い回したのであろう。礼儀、計数法、耕作種芸、手工の各科目に関しては、当初は一般的な概説書のみであった

図2「ジンムテンノオ」の挿絵



(出典) 台湾総督府『蕃人読本』巻四(1916年)。

が、翌23年から24年にかけて、『修身読本』巻二(46)、『国語読本』巻二(47)のほか、『尋常小学修身掛図』巻一・二(各1)、『公学校手工教授書』(1)、『尋常小学裁縫書』(1)、『小学校唱歌教授書』(1)、『学校体操教授要目』(1)等が登録されている¹⁰⁶。

同支庁下のピヤナン教育所(1920年設置認可)でも、開設当時には『蕃人読本』巻一・二、『小学修身』巻一・二、『公学校国語読本 第三種』¹⁰⁷がそれぞれ10~20冊程度備えられているほか、『公学校手工教授書』、『小学校裁縫帖』、『小学校唱歌教授書』、『学校体操教授要目』等、キンヤン教育所とはほぼ同様の教授書が用意されている。

これらの教科書・教授書がどのように活用されたかは不明であるうえ、全島的な状況の把握は困難だが、少なくとも1920年代前半期の宜蘭支庁下では、『蕃人読本』刊行後も小学校、公学校向けの教科書・教授書が頒布されていたと考えられる。限られた事例ではあるが、修身、裁縫、唱歌の教科書としては小学校向けのもの、国語、手工には公学校向けのものが用意されたことが特徴である。

おわりに

以上の検討から明らかなように、領台当初、先住民に対する教化・教育をめぐる問題はもっぱら「殖産」事業の推進という政策課題に即して議論された。総督府内部には、山地「開拓」を「円滑」に進めるため先住民教育をひとつの手段と位置づける論の一方で、国家の急要に照らせば先住民教育に手間隙かける暇はないとする論が存在し、また、そもそも先住民の教化は「不能」だとする論調も官民ともに広く見られた。結果として、先住民の根強い抵抗のため山地「開拓」が行き詰るなかで、いかに「経済的」に先住民制圧を達成するかという観点から先住民教育策が具体化することになる。こうして先住民児童を対象とした初等教育は、駐在所を拠点とした先住民掌握策の一環として、先住民征服戦争のただなかで制度化をみる。このようにして創設された蕃童教育所は、第一義的には山地「開拓」およびその前提条件たる「治安」確立の手段であり、理念的にも制度的にも「国民教育」「臣民教育」の枠外に置かれていた。

とはいえ、教育内容の次元でみれば、「日本」の風俗習慣を身につけることや日本語の習得が重要な柱であったし、教材や授業休業日は天皇(制)とまったく無関係であったわけではない。だが、先住民教育において天皇の「慈恵」としての教育という側面が強調されるようになり、蕃童教育所が「国民」「臣民」養成機関としての性格を強めていくのは、総督府が武力制圧をほぼ達成する1920年前後以降のことになる。これは、他方で、「国民」の最底辺に台湾先住民を位置づけ、民族による序列化を促す過程としても展開するであろう。

<注>

¹ 台湾総督府は、先住民居住地の広がる山岳地帯を「蕃地」と称して一般の行政区域から区別し、台湾島内で施行される法令の適用区域外とした。同区域内では、警察に大幅な裁量権が委ねられたほか、人の往来や物品の交換、土地の利用等はすべて官庁の許可を必要とした。本稿では、この地域を特別行政区域と称する。特別行政区域に関わる問題については以下を参照。王泰升『台湾原住民的法律地位』(台北・行政院国家科学委员会, 1997年)、李文良『帝国の山林——日治時期台湾山林政策史研究』(台北・国立台湾大学歴史学研究所博士論文, 未刊行, 2001年)。

² たとえば、山本多佳子は「教育」事業が本格化していくのは教化の対象が増加してから、すなわち「討伐」を経てから(254頁)だと指摘している。また、郭錦慧は「佐久間総督の「理蕃」討伐事業が完成した1915

- 年以降、各地で「蕃童」教育施設は漸次整備されていった」(57頁)と論じている。山本多佳子「日本帝国主義下の台湾における理蕃政策」(『季刊現代史』第8号, 1976年12月), 郭錦慧「美麗新世界——論日治時期運行於原住民部落中の規訓権力」(台北・国立台湾大学社会学研究所修士論文, 未刊行, 1998年)。
- 3 たとえば, 山本は, 「次の世代をになう子供たちの教育は, 高山族の「文明化」のために当然重視された」と論じ, 当局が先住民教育を「重視」したことを自明のものとしている(前掲山本多佳子「日本帝国主義下の台湾における理蕃政策」, 254頁)。また, 郭錦慧は, 「蕃童教育ニ関スル件」の公布は「漸次増大してきた「蕃童」教育の要求に応えるため」であったとするが, 誰のどのような「要求」であったのかについての検討を欠いた短絡的な叙述となっている(前掲郭錦慧「美麗新世界」, 55頁)。
 - 4 山路勝彦「人類学と植民地主義」(山路勝彦・田中雅一編著『植民地主義と人類学』関西学院大学出版会, 2003年), 同『台湾の植民地統治』(関西学院大学出版会, 2004年)。本論で触れた論点については, とくに, 「人類学と植民地主義」の8頁, および『台湾の植民地統治』の88~89, 169, 173頁を参照。
 - 5 なお, 山路は, 初代総督樺山資紀が渡台直前に先住民統治に関する演説を行い「愛育撫字」の精神で彼らに臨むことを訴えている(「ママ」は北村)と述べているが, これは誤りである。山路が依拠した台湾総督府民政部蕃務本署『理蕃誌稿 第一巻』(1918年)は, 「琉球ノ中城湾ニ於ケル樺山総督ノ諭示中蕃人制馭ノ要旨」という見出しで樺山の訓示の一部を掲げているが(1頁), 樺山の訓示全文を読めば, 『理蕃誌稿』に掲載されている箇所が先住民統治方針ではなく台湾統治全般に関わる方針を述べたくだりであることは明らかである。また, 訓示全文のうち, 「陸海軍將校ハ若シ頑民ノ我ニ抗敵スル如キ不慮ノ變ニ遭遇セハ速カニ撃壊シテ膺懲取テ仮借スル所ナカルヘシ」といった仮借ない武力行使の指示に関わる部分が『理蕃誌稿』には引用されていない点も注目される。つまり, 『理蕃誌稿』の編者は, 訓示の一部を取り出して「蕃人制馭ノ要旨」として位置づけ, 上述の山路のような歴史像を描き出しているのである。この樺山の訓示については, 山路に限らず, 藤井志津枝, 松田吉郎等これまでの先住民政策史研究のほとんどが基本的な資料批判を欠いたまま『理蕃誌稿』の叙述を踏襲してきた(藤井志津枝『日治時期台湾総督府理蕃政策』(台北・文英堂, 1997年), 松田吉郎『台湾原住民と日本語教育』(晃洋書房, 2004年)。台湾総督府『理蕃誌稿』(全4巻)は, 今日においてもなお先住民政策史に関わるもっとも基礎的な資料集としての位置を占めている。第一巻の執筆者である伊能嘉矩の叙述の歴史的性格については松田京子の研究があるが, 歴史的な限界の指摘にとどまらず『理蕃誌稿』の叙述を批判的に克服しようとする史料体系の構築が必要である(「植民地主義と歴史の表象——伊能嘉矩の「台湾史」記述をめぐって」(『日本史研究』第462号, 2001年2月)。なお, 樺山の訓示全文は, 『台湾総督府陸軍幕僚歴史草案(上)』(台北・捷幼出版社, 1992年, 24~26頁)によった。
 - 6 日本植民地下の台湾先住民族の法的地位に関する主な研究として以下のものがある。田中宏「台湾総督府の対人掌握と高山族」(戴国輝編『台湾霧社蜂起事件 研究と資料』社会思想社, 1981年), 前掲王泰升「台湾原住民的法律地位」, 松田京子「領台初期における台湾原住民をめぐる法学的言説の位相——「帝国臣民」の外縁と「帝国」の学知」(『大阪大学日本学報』第22号, 2003年3月)。
 - 7 大江志乃夫は, 「台湾植民地化は, 日清戦争とは別の新しい戦争として, 長期にわたる台湾植民地戦争を日本がたたかうことによって達成された」と論じ, 漢民族に続いて先住民に対する制圧戦が収束する1914年までを台湾植民地戦争と規定している。また, 大江はこの20年間にわたる植民地戦争を三期に区分し, 台湾民主国を崩壊させるまでの第一期(1895~96), 漢民族のゲリラ的抵抗を制圧するまでの第二期(1896~1902), 山地先住民族の軍事制圧を主目的とする第三期(1902~1914)と整理している(大江志乃夫「植民地戦争と総督府の成立」(大江志乃夫他編『近代日本と植民地2』岩波書店, 1992年, 4頁)。筆者は, 大筋において大江のこのような把握を踏襲する。そのうえで, 総督府が林野資源の獲得を主な目的として先住民の「帰順」および武器没収を進めた第三期を先住民征服戦争と規定する。第三期における総督府の軍事行動については, 現在においても「討伐」「討蕃事業」といった当時の表現を(括弧付きであれ)用いる研究が少なくない。筆者は, 「対高砂族征服戦争」(若林正丈), 「原住民征服戦争」(駒込武), 「先住民征服戦争」(小林岳二)等の先行研究の表現にならい, 引用文の場合を除き「先住民征服戦争」という用語を用いる(若林正丈「総督政治と台湾土着地主資産階級——公立台中中学校設立問題1912~1915年」(『アジア研究』第29巻第4号, 1983年1月), 駒込武『帝国日本の文化統合』(岩波書店, 1996年), 小林岳二「清末・日本統治直後, 政権交代期の台湾先住民——文書から見た「帰順」」(『東洋学報』第80巻第4号, 1999年3

月))。

- 8 安井勝次は、「生蕃が現に日本臣民にあらざるは勿論、将来に於ても日本国籍を取得する方法あることなし」と論じている(安井勝次「生蕃人ノ国法上ノ地位」『台湾慣習記事』第7巻第1号, 1907年1月, 16頁)。この論説は、「生蕃人ノ国法上ノ地位」というテーマで『台湾慣習記事』が募集した懸賞論文の審査委員を務めた安井が、受賞作品の発表後に特別寄稿の形で掲載したもの。なお、当時、台湾では地方法院・覆審法院の二審制を採用しており、後者が結審裁判所にあたる。
- 9 前掲田中宏「台湾総督府の対人掌握と高山族」, 125頁。なお、同時期の台湾法曹界の議論をより詳細に検討した松田京子は、安井勝次の法解釈とは、台湾先住民が「日本帝国臣民」となり得るのは「教化の状況」による「恩恵的な特別措置」に限定される、というものであったと指摘している(前掲松田京子「領台初期における台湾原住民をめぐる法学的言説の位相」, 31頁)。
- 10 松田吉郎「日本統治時代台湾の「蕃童教育所」について——「蕃童教育標準」制定期を中心に」(『兵庫教育大学研究紀要 第2分冊』第19号, 1999年), 前掲郭錦慧「美麗新世界」, 李佳玲「日治時期蕃童教育所之研究(1904~1937年)」(台湾・国立中央大学歴史研究所修士論文, 未刊行, 2003年)。
- 11 領台初期の台湾総督府の先住民政策については別稿で論じた。北村嘉恵「台湾植民地戦争下の先住民政策——撫墾署の設置と先住民の対応」(『日本史研究』第494号, 2003年10月)。
- 12 水野遼「台湾行政一斑」(1985年9月18日), 原敬文書研究会編『原敬関係文書 第六巻 書類編三』(日本放送出版協会, 1986年)所収, 277頁。
- 13 樟腦はクスノキの材片を水蒸気蒸留して造る。主な用途は防虫剤。台湾総督府民政局殖産部『台湾産業調査録』(1896年)によれば, 1894年の輸出額は第一位が茶(約1,550万斤, 約600万円), 第二位が樟腦(約400万斤, 約130万円)。なお, 清朝末期台湾の産業・貿易については, 林満紅「茶・糖・樟腦業と台湾之社会経済変遷(1860~1895)」(台北・聯経, 1997年)を参照。
- 14 台湾総督府警察本署『理蕃誌稿 第一巻』(1918年), 14頁。
- 15 「撫墾署長諮問会議々事録」(『台湾総督府公文類纂』V 00180/A 002)。『台湾総督府公文類纂』は台湾の国史館台湾文献館所蔵。Vが簿冊番号(台湾文献館の所蔵番号), Aが文書番号を示す。以下, 『公文類纂』と略記。
- 16 「台北外五県及台東外一庁撫墾署事務成績」(『公文類纂』V 00272/A 011)。
- 17 五指山撫墾署長が新竹県内務部長宛に1897年12月20日付で提出した報告。前掲「台北外五県及台東外一庁撫墾署事務成績」所収。
- 18 前掲『理蕃誌稿 第一巻』, 156頁。
- 19 「生蕃問題 石塚参事官長の談話(承前)」(『台湾民報』1903年12月24日)。「台湾民報」は, 1902年11月20日付で「如何にして蕃地を開拓すべき乎/蕃人は如何に之を処置すべき乎」と題する投稿募集広告を掲載した。以後, 同紙はおよそ2ヶ月間にわたって断続的に計7編の投稿・談話記事を掲載している。
- 20 同談話中で石塚は, 「特権会社を起させ, これに充分の権利を与へ生殺与奪の権利までも付与して, 蕃界拓殖の任に当らすること」を, 4年前から考えているとも述べている(「生蕃問題 石塚参事官長の談話(承前)」『台湾民報』1903年12月25日)。このような議論は台湾島内や本国の新聞記事等でも散見されるから, 石塚個人の見解にとどまるというよりは官民通じて広く存在したと考えられる(たとえば, 「台湾生蕃の処分」『二六新報』1902年9月8日)。
- 21 持地六三郎「蕃政問題ニ関スル取調書」(1902年, 台湾・国立中央図書館台湾分館所蔵), 13頁。
- 22 このような主張の背後には, 「討伐滅絶」の達成は容易ではないという現実的な見通しと, 国内外の世論への配慮, ならびに「生蕃討伐ニ就テ帝国ノ軍隊ヲ煩ハス」ことを「不穩当」とする認識があったと考えられる。
- 23 前掲持地六三郎「蕃政問題ニ関スル取調書」, 2頁。
- 24 伊能嘉矩の経歴・思想については, 主に以下を参照。国立台湾大学図書館伊能嘉矩と台湾研究特展専刊編輯小組編『伊能嘉矩と台湾研究特展専刊』(台北・国立台湾大学図書館, 1998年), 遠野市立博物館『伊能嘉矩——郷土と台湾研究の生涯(第31回特別展 伊能嘉矩渡台百年記念)』(遠野市立博物館, 1995年), 前掲松田京子「植民地主義と歴史の表象」, 同「領台初期の台湾先住民調査——伊能嘉矩を中心に」(『台湾史研究』第14号, 1997年10月), 坂野徹「漢化・日本化・文明化——植民地統治下台湾における人類学研究」(『思

- 想」第 949 号, 2003 年 5 月), 「伊能嘉矩與台湾研究」<http://www.lib.ntu.edu.tw/CG/resources/Taiwan/Ino/ino.htm> (2005 年 3 月 25 日アクセス)。
- ²⁵ 伊能の執筆活動については以下を参照。荻野馨編著『伊能嘉矩 年譜・資料・書誌』(遠野物語研究所, 1998 年), 江田明彦編『伊能嘉矩著作目録』(前掲『伊能嘉矩と台湾研究特展専刊』)。なお, 伊能嘉矩関係文書は, 主に国立台湾大学附属図書館の伊能文庫, および, 伊能の生地である遠野の遠野市立博物館に所蔵されている。両地の資料は全てマイクロフィルム・CD-ROM 化され, 両機関がそれぞれ所蔵している。
- ²⁶ 呉密察「従人類学者到歴史学者」(前掲『伊能嘉矩と台湾研究特展専刊』), 38 頁。
- ²⁷ たとえば, 伊能嘉矩「台湾に於ける土蕃の分類及び其の現在通有する開化発生の度」(『蕃情研究会誌』第 1 号, 1898 年 8 月), 15 頁。伊能嘉矩の「文明化」に関わる議論については, 前掲松田京子「植民地主義と歴史の表象」等を参照。
- ²⁸ 台湾総督府民政部文書課『台湾蕃人事情』1900 年(復刻版: 草風館, 2000 年), 283 頁。本書は, 1897 年, 総督府民政部学務課の命により「蕃人教育施設準備ニ関スル調査」として 190 日間に及ぶ全島調査を行った伊能嘉矩および栗野伝之丞が民政長官宛に提出した復命書(1899 年 1 月 9 日付)。呉密察は, この復命書をもって「台湾初の全島的な民族誌」と評している(前掲呉密察「従人類学者到歴史学者」, 42 頁)。
- ²⁹ 「蕃情研究会」は, 「蕃人蕃地ニ関スル諸般ノ事項ヲ調査研究スルヲ目的」(『蕃情研究会会則』第 1 条)とした半官半民の組織。初代会頭は台湾総督府陸軍幕僚参謀長(陸軍少将), 役員は殖産課長ほか総督府高官, 会員には殖産・内務・軍関係者が名を連ねている(『蕃情研究会誌』第 1 号, 1898 年 8 月, 86~95 頁)。蕃情研究会の詳細については, 陳偉智「殖民主義・蕃情」知識と人類学——日治初期台湾原住民研究的展開(1895~1900)」(台北・国立台湾大学歴史学研究所修士論文, 未刊行, 1998 年)を参照。
- ³⁰ 佐藤法潤「蕃人化育私議」(『蕃情研究会誌』第 1 号, 1898 年 8 月), 16 頁。
- ³¹ 引用は, のちに同会機関誌に掲載された論説「蕃人化育私議」による。前掲佐藤法潤「蕃人化育私議」, 15~16 頁)。なお, 発足式当日の発題者と講演題目は以下のとおり(括弧内は所属)。伊能嘉矩(台湾総督府属)「台湾土蕃進化の程度」, 横山壮次郎(殖産課技師)「蕃人統治の過去及現在」, 佐藤法潤(殖産課属)「蕃人化育に就いて」, 八戸道雄(殖産課技師)「台南方面に於ける蕃情一斑」。
- ³² 台湾教育会『台湾教育沿革誌』(1939 年), 466 頁。初代学務部長伊澤修二の回想によれば, 「蕃人教育方案」は, 先住民児童を対象として設置された恒春国語伝習所猪勝東分教場の教員である藍原新二の報告等に基づき, 同分教場での経験をふまえて作成したものである(伊澤修二君還暦祝賀会『楽石自伝 教界周遊前記』(1912 年(本稿では『明治教育古典叢書 I』(国書刊行会, 1980 年)所収の復刻版を使用), 255 頁)。全 9 条からなるこの構想は, 教育目的, 教育内容, 修業年限, 教職員, 生徒募集方等にわたって詳細に規定しており, 先に制定された台湾公学校令および台湾公学校規則と比べると, 給費制を設けたこと, 修業年限を任意としたこと, 仮名文字により先住民の言語を綴ることを主な教育内容としたことが主な特徴である。学事諮問会での議論の詳細はわからないが, 公学校制度の柱のひとつが住民による学校維持費負担という点にあったことに照らせば, この構想はかなり突出したものであったと考えられる。
- ³³ 清朝末期から日本統治初期の政権交代期に注目して台湾南部の先住民に対する施策の展開を検討したものに小林岳二の研究がある。小林岳二「清末・日本統治直後, 政権交代期の台湾先住民——文書から見た「帰順」」(『東洋学報』80(4), 1999 年 3 月)。
- ³⁴ 前掲北村嘉恵「台湾植民地戦争下の先住民政策」。
- ³⁵ 前掲「台北外五県及台東外一庁撫墾署事務成績」。
- ³⁶ 「林杞埔撫墾署生蕃来署報告」(『公文類纂』V 04533/A 019)。
- ³⁷ 「恒春国語伝習所並ニ猪勝東社分教室開設ニ至ル迄ノ概況報告ノ件」(『公文類纂』V 00100/A 010)。1896 年 9 月 12 日付。
- ³⁸ 「蕃人蕃地ニ関スル一切ノ事務及情況(台東庁)」(『公文類纂』V 04600/A 013)。1899 年 5 月分の月報。
- ³⁹ 前掲「恒春国語伝習所並ニ猪勝東社分教室開設ニ至ル迄ノ概況報告ノ件」。
- ⁴⁰ 「生蕃学校(前号の続)」(『台湾新報』1897 年 5 月 20 日), 2 頁。
- ⁴¹ 宇野利玄「台湾における「蕃人」教育——霧社蜂起から皇軍兵士への道」(『展望』第 196 号, 1975 年 4 月)。なお, 璞石閣分教場に関しても, 同地の住民が「大ニ其挙ヲ賛シ種々ノ材料ヲ寄付シ且ツ日々拾名乃至拾五名ノ人夫ヲ寄付シ此程落成ヲ告ケタリ」との記録があり, 同様の事態が想像される(「蕃人蕃地ニ関スル一

切ノ事務及其情況（台東庁）」（『公文類纂』V 04623/A 012），1900 年 8 月分の月報）。

- 42 「台東庁長太魯閣蕃巡視ノ顛末及蕃況報告」（『公文類纂』V 04625/A 025）。1900 年 4 月 26 日付。
- 43 「太魯閣蕃ヨリ出願シタル学校設置及雜貨高配置ノ件台東庁長電報」（『公文類纂』V 04647/A 007）。1901 年 4 月 27 日發電。
- 44 台湾總督府警務局『理蕃誌稿』第二卷（1921 年），853 頁。
- 45 北村嘉恵「台湾植民地戦争下における先住民「教化」策——1895～1900 年代初頭宜蘭庁の事例を中心に」（『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第 90 号，2003 年 6 月）。
- 46 「蕃人移住」（『台湾民報』1901 年 3 月 10 日）。「マリワン蕃の移住」（『台湾日日新報』1901 年 3 月 10 日）も参照。
- 47 「北勢蕃社の帰順出願」（『台湾日日新報』1904 年 2 月 6 日）。この会見に臨んだ得木巫乃、ローブゴー、スルーの各社は、1902 年以来日本軍の集中的な攻撃を受けていた。
- 48 主に以下を参照。「公文類纂」（V 4600/A 2～A 9，V 4625/A 11～A 14，V 4647/A 3），「蕃人の教育」（『蕃情研究会誌』第 3 号，1900 年 2 月），「蕃人の学業試験」（『蕃情研究会誌』第 4 号，1900 年 3 月），岡田信興「阿里山蕃調査書（承前）」（『台湾慣習記事』第 5 卷第 6 号，1905 年 6 月）。
- 49 「〔明治三十二年〕九月中蕃人蕃地ニ関スル事務及情況報告」（『公文類纂』V 00046/A 009）。
- 50 「明治三十三年二月中蕃人蕃地ニ関スル事務及情況報告，施行中ニ係ル事項景況及将来施設ヲ要スル事項」（『公文類纂』V 04625/A 012）。
- 51 前掲岡田信興「阿里山蕃調査書（承前）」。
- 52 「生蕃学校設立の請願」（『台湾日日新報』1899 年 11 月 30 日），「生蕃学校」（『台湾協會会報』第 15 号，1899 年 12 月）。『台湾協會会報』の記事は，「知らず是れをして成功し得べき望みなる乎」（75 頁）と懐疑的な意見を付している。
- 53 「生蕃学校設立に就て」（『台湾日日新報』1899 年 12 月 7 日）。
- 54 したがって，開設時に経費面で「特段の配慮」があったとされる猪勝東社分教場の事例のみを取り上げて，「学務当局が寄せていた期待のいかに大きかったかを知ることが出来る」（国府種武，131 頁）といった評価を下すことは妥当ではない。同地の事例は全体からみればごく例外的であったとみるべきであり，同地の事例のみをクローズアップすることはむしろ問題である（国府種武「台湾高砂族の教育」（『法政大学文学部紀要』第 11 号，1965 年）。国府と同様の見解は松田吉郎「猪勝東国語伝習所について」（『教職課程研究』第 8 号，1998 年）にもみられる。
- 55 前掲『理蕃誌稿』第一卷，160 頁。
- 56 前掲『台湾總督府陸軍幕僚歴史草案（下）』，1149 頁。なお，靖国神社社務所編『靖国神社忠魂史』第 5 卷（1933 年）によれば，8 月 31 日の戦闘による日本側の戦死者は中隊長以下 8 名。同書は，同掃討戦の概況（「大嵙崁前山蕃討伐」とともに，3 名を祭神として合祀した旨，記している（戦死日はいずれも 1900 年 8 月 31 日）。
- 57 前掲『台湾總督府陸軍幕僚歴史草案（下）』，1153～1154 頁。混成第一旅団報告要旨として同書に記された記録から，掃討戦の様子を摘記すれば以下のとおり。「八日午後五時生蕃ハブンテケヨノ腦寮ヲ襲フ腦丁四百名之ニ当ル生蕃優勢腦丁各所ニ散乱死傷者不明内大嵙崁ニ逃レ歸リシモノ五十名三角湧ニ歸リシモノ一名ナリ」（1900 年 9 月 13 日条，1153 頁），「昨九日午前四時出發第二中隊（二小隊）ヲシテカナンタイモノニ至ル道路ノ生蕃地（東部生蕃區）附近迄派遣シテテキヨウヨリ蕃人ノ為メ逐ハレテ歸リシ小松組傭人共ノ収容ヲナサシム然ルニ生蕃ハシロタン以東ノ要地ヲ占メ小松組傭人ノ歸路ヲ遮斷シ甚タ優勢ナルモノノ如シ」（1900 年 9 月 10 日条，1152 頁），「昨朝ヨリ砲撃ヲ始メシモ獲ル所ナシ全日警戒ヲ撤シ帰營ノ途ニ就ク」（1900 年 9 月 14 日条，1154 頁）。引用文中の下線および括弧内注記は原文による。腦丁とは樟樹伐採の作業員を指し，その多くは漢民族であった。
- 58 前掲北村嘉恵「台湾植民地戦争下の先住民政策」を参照のこと。
- 59 「督府對蕃策の失敗」（『台湾民報』1901 年 1 月 15 日）。『台湾民報』は 1900 年 8 月 8 日創刊。台湾新聞紙令違反のかとでしばしば発禁処分を受け，1904 年 3 月末に廃刊に追い込まれる。
- 60 前掲持地六三郎「國蕃政問題ニ関スル取調書」，3 頁。
- 61 大蔵省編『明治大正財政史』第 19 卷（財政經濟学会，1940 年）所収の「台湾總督府特別會計歳入歳出決算額累年一覽表」より算出。樟腦専売は，収入の大部分を輸移出によっていたため世界市場の価格変動の影響

- を受けやすく、収益の振幅が激しいことが特徴である。台湾財政および樟腦専売制度の展開については以下を参照。平井廣一『日本植民地財政史研究』（ミネルヴァ書房、1997年）。
- 62 前掲持地六三郎「秘蕃政問題ニ関スル取調書」，43頁。
- 63 蕃地事務委員会の構成員は、持地の意見をほぼ踏襲し、民政長官、陸軍幕僚参謀長、参事官長、警視総長、財務局長、殖産局長、専売局長、参事官からなり、民政長官が委員長となった。
- 64 総督が提示した諮問案は、「熟蕃」「化蕃」「生蕃」の区別法、先住民に「臣民籍」を付与することの可否、先住民に土地業主権（所有権に相当）を付与することの可否、山地開拓の方法および計画、山地関連の行政機関を設置することの可否ほか全10項目にのぼった。
- 65 「持地参事官ノ「蕃政問題ニ関スル取調」ニ対スル卑見（未定稿）」（後藤新平文書，R 30-68）。執筆者は不明。執筆時期は、内容から判断して、持地の取調書が執筆された1902年12月から蕃地事務委員会の答申が提出された1903年3月までの時期と推定される。
- 66 前掲『理蕃誌稿』第一巻，281～288頁。
- 67 訓令第62号「台湾総督府官房並民政部警察本署及各局分課規程」改正による。あわせて、地方官官制改正により、地方官庁である庁では総務課に替わって警務課が同事項を管掌することになった。
- 68 総督府の「殖産」事業が先住民側の反発・抵抗により行き詰まりの様相を深める過程については、前掲北村嘉恵「植民地戦争下の先住民政策」を参照のこと。また、林欣宜は、台湾北西部の南庄という地域に即して、製腦事業にまつわるトラブルから生じたサイセツ族の武装蜂起（1902年，南庄事件）が総督府に先住民政策の手直しを迫る重要な契機となったと指摘している（林欣宜「樟腦産業下の地方社会与国家——以南庄地区為例」国立台湾大学歴史学研究所修士論文，未刊行，1999年）。
- 69 各任職期間は以下のとおり。総督府参事官（1902～1909）、蕃地事務委員会幹事（1903～1909）、学務課長（1903～1910）。持地はこのほか、高等土地調査委員、臨時台湾旧慣調査会第二部委員、民政部通信局長等を歴任しており、台湾統治体制の形成期に広範な領域の実務に携わった。持地の経歴については以下を参照。金子文夫「持地六三郎の生涯と著作」（台湾近現代史研究会編『台湾近現代史研究』第2号，1979年8月）。
- 70 前掲持地六三郎「秘蕃政問題ニ関スル取調書」，52～53頁。
- 71 持地六三郎「台湾ニ於ケル教育施設ノ要領覚書」（後藤新平文書，R 32-87-2，推定1904年8月）。
- 72 「台東教育談片」（『台湾教育』第33号，1904年12月），31～34頁。
- 73 前掲持地六三郎「秘蕃政問題ニ関スル取調書」，43頁。
- 74 これより先，1905年2月には普通行政区の先住民児童を対象とした「蕃人ノ子弟ヲ就学セシムベキ公学校教育ニ関スル規程」（訓令第32号）が制定されている。同規程は，蕃人公学校の修業年限を4年，教科目を修身，国語，算術の3科目（「土地ノ情況ニ依リ」農業，手工，唱歌のうち1科目以上を加えうる）と定めた。これに対し，漢民族対象の公学校は，修業年限6年，教科目は修身，国語，作文，読書，習字，算術，唱歌，体操の8科目であったから，「蕃人公学校」の「簡易」な性格は明らかであるが，特別行政区の先住民教育制度との比較検討は今後の課題である。なお，持地が後任の学務課長あてに執筆した引継ぎ文書と思われる「教育行政概要覚書」（推定1911年）には，先住民教育機関が蕃人公学校および蕃童教育所の二系統に分かれ，前者が恒春・台東・花蓮港庁のみに限られるようになった経緯について，「沿革上ノ結果ニシテ数年前時ノ総務局長警察本署長トノ申合ニ依ル」と説明がある（「限本纂吉文書」0103）。「数年前」に交されたという総務局長と警察本署長との申し合わせは，その役職名から1908年のことと推測される。
- 75 前掲『理蕃誌稿』第一巻，843頁。
- 76 台湾総督府総督官房統計課「台湾総督府第十三統計書」（1911年）。隘勇線は，要塞に相当する隘寮および隘寮間を結ぶ隘道からなる。隘寮には野砲，山砲，臼砲等が配備され，隘道には竹柵や鉄条網，地雷が設けられた。隘寮には警備員である隘勇2～4名を配置し，隘寮4～5ヶ所ごとに隘寮分遣所を設置して巡査または巡査補と隘勇を配置，隘寮分遣所4～5ヶ所ごとに隘寮監督所を設置して警部または警部補ほか巡査等を配置した。警察官のみならず隘勇にも銃器携帯が認められた。
- 77 1932年から9年間警務局視学官を務めた横尾広輔は，1910年頃の蕃童教育所の修業年限は2年間であったと後に述べている。「高砂族の統治をめぐる座談会」（『民族学研究』第18巻第1・2号，1954年3月，184頁）。
- 78 前掲『理蕃誌稿』第一巻，843～847頁。

- ⁷⁹ 前掲『理蕃誌稿』第一巻, 851 頁。
- ⁸⁰ 「蕃蕃寮庁下の蕃童教育」(『台湾慣習記事』第7巻第7号, 1907年7月), 81 頁。
- ⁸¹ 前掲『理蕃誌稿』第一巻, 854 頁。
- ⁸² 前掲『理蕃誌稿』第一巻, 852 頁。屈尺蕃童教育所(深坑庁)は、「蕃童教育綱要」に基づき、教科目ごとに毎週授業時間および教授程度を定めている。
- ⁸³ 前掲北村嘉恵「植民地戦争下の先住民政策」。
- ⁸⁴ 安田敏朗『帝国日本の言語編制』(世織書房, 1997年), 48~50 頁。
- ⁸⁵ 台湾総督府『蕃人読本編纂趣意書』1916年, 10 頁。
- ⁸⁶ 丸井圭治郎「蕃童教育意見書」(1914年7月)(台湾総督府民政部蕃務本署『撫蕃ニ関スル意見書／蕃童教育意見書(未定稿)』1914年, 所収), 12 頁。
- ⁸⁷ たとえば丸井圭治郎は、「蕃童教育標準」が定められているにもかかわらず「大多数ハ該標準ヲ越エテ程度ヲ高メ」ており「誠ニ遺憾」であるとの見解を示し、「蕃童教育ハ宜シク簡易卑近ヲ尚ブベシ」と述べている(前掲丸井圭治郎「蕃童教育意見書」, 9, 18 頁)。
- ⁸⁸ 台湾総督府警務局『高砂族の教育』(1938年)所載の「教育費予算及決算創設以来の費額一覧」, および, 台湾総督府官房統計課『大正三年 台湾総督府第十八統計書』(1915年)所載の「地方税支出」より算出。
- ⁸⁹ 台湾総督府『台湾総督府学事年報』各年度。
- ⁹⁰ 先住民対象の教科書を検討したものに陳淑瑩の以下の研究がある。ただし, 語彙・語法の分析が中心であるうへ, 『蕃人読本』独自の教材である「ガッコオ」(巻2第2課)を『国民読本』から取材したとするなど初步的な誤りが少なくない。「日本植民地時代の高砂族の日本語教育——『蕃人読本』を中心に」(『久留米大学大学院比較文化研究論集』第10号, 2001年7月), 「高砂族児童用教科書の研究——『蕃人読本』を中心に」(『天理台湾学会年報』第11号, 2002年6月), 「高砂族児童用国語読本の研究——『蕃人読本』, 『教育所用国語読本』, 『公学校用国語読本第二種』を中心に」(『久留米大学大学院比較文化研究論集』第13号, 2003年2月)。なお前2者は, 多少の相異はあるものの, ほぼ同一内容である。
- ⁹¹ たとえば, 丸井圭治郎は, 前掲「蕃童教育意見書」(1914年7月)のなかで, 先住民教育は「是非トモ土人教育ト画然タル区別ヲナスノ必要」があり, 先住民児童に公学校用教科書を使用することは内容の点でも分量の点でも不適切だと論じている。このような主張の背景には, 公学校用教科書が漢民族の文化をふまえた挿絵や登場人物を採用していることが先住民教育には不都合だとする考えのほか, 「蕃人ハ其ノ智識ノ暗愚ナル」とみなす考えがあった(前掲丸井圭治郎「蕃童教育意見書」)。
- ⁹² このほか, 先住民向けの教科書編纂が具体化するに至った背景として, 「蕃人公学校令」(1914年4月)の制定により先住民児童を対象とする公学校(3または4年制)のカリキュラムが確定したこと, 1914年に6年制公学校向けの「公学校用国民読本」全12巻を刊行し終えたこと等が指摘できる。
- ⁹³ 台湾総督府『蕃人読本編纂趣意書』(1916年)。
- ⁹⁴ 前掲安田敏朗『帝国日本の言語編制』を参照。
- ⁹⁵ 台湾総督府『公学校用国民読本編纂趣意書』(1913年)。
- ⁹⁶ 中田敏夫は, 『台湾教科用書国民読本』が「公的機関」の編纂した教科書のうち「唯一完全な表音式かなづかいで書かれた教科書として, 国語教科書史上残ることになった」と論じているが, 検討の対象は国定教科書および漢民族向け教科書に限定されており, 拙速な結論と言わざるをえない。中田敏夫『『台湾教科用書国民読本』の国語学的研究』(呉文星ほか編『日治時期台湾公学校与国民学校 国語読本 解説・総目録・索引』台北・南天書局, 2003年), 137 頁。
- ⁹⁷ 前掲『蕃人読本編纂趣意書』, 9 頁。
- ⁹⁸ 前掲『蕃人読本編纂趣意書』は, 3年制の学校については「平仮名ヲ教授スルノ必要ヲ認メズ」(5 頁)と記している。『蕃人読本』巻3の巻末には, 3年制向けとして平仮名の五十音表が掲載されているが, 「同一音ニツキ而用ノ書キ方アルコトヲ知ラシムルヲ以テ足レリ」(同上)とある。
- ⁹⁹ 前掲『蕃人読本編纂趣意書』, 6 頁。なお, 当局の意図は別として, 駐在所の巡査との接触以外に日本語を使う必要のほとんどなかった状況に照らせば, この時期, 先住民にとって漢字習得の必要性はさほど切実なものではなかったと考えられる。
- ¹⁰⁰ 前掲『蕃人読本編纂趣意書』, 13~14 頁。なお, 丸井は「霧社蕃ハ教育所ヲ「サツツパハプターサン」ト言

フ」と具体例を挙げて、かかる「新名称」を排除し「一切国語ヲ以テ通用セシムル」べきだと論じている（前掲丸井圭治郎「蕃童教育意見書」）。

- ¹⁰¹ なお、同教材は1928年刊行の台湾総督府警務局編『教育所用 国語読本』でも踏襲されるが、「農業に精を出す人は楽に暮らすことができます」という文章の「楽に」の語句は削除されている。些細な修正ではないだろう。
- ¹⁰² 吉田千鶴子「竹内久一レポート——岡倉天心の彫刻振興策と久一」（『東京芸術大学美術学部紀要』第16号、1981年3月）。吉田によれば、竹内久一は神武天皇像の顔面や髪型、衣服、装身具等について古書を渉猟したほか、「顔を明治天皇の写真に模して作った」（12頁）という。
- ¹⁰³ 両者には細部でいくつかの相異があるが、最大の相違は、竹内久一が「足に日本を踏ませ玉ひ」との意味をこめたという日本列島を模した台座の部分を、『蕃人読本』の神武天皇像は省いている点である。竹内久一自身による作品説明は吉田前掲論文による（吉田千鶴子「竹内久一レポート」、12頁。ただし出典不明）。なお、中村紀久二が明らかにしているように、神話上の人物である神武天皇の想像図が教科書に載ることは明治初年頃には稀であり、神武天皇の「肖像」が挿絵に登場するようになるのは教科書検定制度導入の時期以降のことである（中村紀久二『教科書の社会史——明治維新から敗戦まで』岩波書店、1992年）。
- ¹⁰⁴ 海後宗臣・仲新編『日本教科書大系 国語 近代編』（講談社、1963年）。なお、金鶏は記紀神話の靈鳥。日本書紀によれば、神武天皇が鳥見（現奈良県生駒郡）で長髓彦との戦いに苦戦した折、金色の鶏が天皇の弓の先に止まって輝いたため、長髓彦の軍勢は眩惑して戦意を失ったとされる（神武天皇即位前紀 戊午年十二月丙申条）。
- ¹⁰⁵ 「教育所台帳」とは、教育所の沿革、就学状況、卒業生の状況、教育設備等を記録した簿冊。1928年「教育所ニ於ケル教育標準」により学籍簿や出席簿等とともに各教育所に備えるよう定められた。残存しているのは、管見の限り台北州下のキンヤン教育所およびビヤナン教育所の2冊のみである（台湾・宜蘭県史館所蔵）。
- ¹⁰⁶ 「教育所台帳」に登録された書名のなかには正式名称ではないものが少なからずあり、特定の難しいものもある。本文中に掲げたものに該当すると思われる教科書の巻数および刊行年を、以下に列記する。『修身読本』。『国語読本』：台湾総督府『公学校用国語読本 第三種』巻1～4（1923年）か。『公学校手工教授書』：台湾総督府『公学校手工教授書』巻1～6（1914～15年）。『尋常小学裁縫書』：台湾総督府『尋常小学裁縫帖』（1919年）か。『小学校唱歌教授書』：台湾総督府『小学校唱歌教授書』（1915年）。『学校体操教授要目』：台湾総督府『学校体操教授要目』（1916年）。
- ¹⁰⁷ 台湾総督府『公学校国語読本 第三種』（1923年）。第三種は、3または4年制の公学校用の教科書。